

はじめに

本市では、平成18年度に策定いたしました「西都市障害者福祉計画」に基づき、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生のまちづくり」の理念に基づき、ともに支え合う生涯安全都市の実現に向け、障がい者福祉の向上に努めて参りました。



この間、障害者基本法の改正をはじめ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定、従来の障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へ改正されるなど、障がい福祉に関する法律が整備され、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような状況を踏まえ、従来の計画の理念を継承しながら見直しを行い、「住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいのある全ての人が安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念とした「西都市障害者基本計画・第4期障害福祉計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係団体や民間企業等のご協力をいただきながら、本市の目標の実現に向け、国や県、関係機関と共に障がい者福祉を推進して参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました「西都市障害者基本計画策定委員会」及び「西都市障害者自立支援協議会」の各委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました障がい者の方々、そのご家族、障害福祉サービス事業者そして市民の皆様方に心より厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

西都市長 橋田 和実

目 次

第1章	計画の概要-----	3
第2章	西都市における障がい者の状況-----	11
第3章	基本理念及び施策の体系-----	25
第4章	基本理念実現のための施策の展開（障害者基本計画）-----	29
第5章	第4期障害福祉計画-----	63
第6章	計画の推進体制-----	97
第7章	資料編-----	99

第 *1* 章 計画の概要

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

障がい者施策は、昭和 45 年に制定された「心身障害者対策基本法」により大きく前進しました。その後、昭和 56 年の「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」、昭和 58 年～平成 4 年からの「国連・障害者の十年」や「アジア太平洋障害者の十年」などを経て、障がい者施策に対する充実が世界的な流れとなりました。

そうした中で、平成 5 年に「心身障害者対策基本法」が大幅に改正され、「**障害者基本法**」となり、障がい者の自立と社会参加の理念が打ち出されるとともに、精神障がい者が医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障がい者」としてはじめて位置づけられ、『**障害者基本計画**』の策定が全国で進められるようになりました。

平成 15 年度から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。

平成 17 年 10 月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『**障害福祉計画**』の策定が各自治体に義務づけられました。

平成 21 年度には、国の「障がい者制度改革推進会議」が開催され、障害者制度の見直しに向けた検討が始まり、障がい者に関するさまざまな制度の改革について議論が行われ、平成 25 年 4 月に、従来の障害者自立支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：『**障害者総合支援法**』）となり施行されました。

さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」など様々な法整備が行われ、平成 26 年 1 月、国は、「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

本市では、平成 18 年度に策定した計画期間を 8 年間とする「西都市障害者基本計画」と、平成 24 年に策定した計画期間を 3 年間とする「西都市第 3 期障害福祉計画」が、ともに平成 26 年度で計画期間の終了を迎えることから、国や県の障がい者施策の動向や近年行われた障害者制度改革を踏まえ、新たな「西都市障害者基本計画（平成 27～35 年度）」と「西都市第 4 期障害福祉計画（平成 27～29 年度）」を策定することとしました。

2 国の基本方針のポイント

(1) 国の「障害者基本計画（第3次）」のポイント

国は、「障害者基本法」に基づき、平成25年9月、平成25年度から平成29年度までの5年間の障がい者施策の基本的方向について定めた「障害者基本計画（第3次）」を策定しています。本計画においても、国の基本的な考え方や新規施策を踏まえ、計画策定を行います。

① 障がい者施策の基本原則等の見直し

○障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し

(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)

○施策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

○制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

③ 施策分野の新設

○障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

- ・安全・安心（防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等）
- ・差別の解消及び権利擁護の推進
（障がいを理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待の防止等）
- ・行政サービス等における配慮（選挙等及び司法手続等における配慮等）

(2) 「第4期障害福祉計画」策定に係る国の基本指針のポイント

国の第4期障害福祉計画の基本指針におけるポイントは次のとおりです。本計画の障害福祉計画に係る部分は、国の基本方針に沿って計画策定を行います。

①計画の作成プロセス等に関する事項（PDCA サイクルのプロセス）

②成果目標に関する事項

- 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
- 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- 地域生活支援拠点等の整備（新規）
- 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

③その他の事項

- 障がい児支援体制の整備
- 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

3 計画期間

「西都市障害者基本計画」は、平成27～35年度の9年間を計画期間とします。また、「西都市第4期障害福祉計画」は、平成27～29年度の3年間を計画期間として策定します。

4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画の法定上の位置づけは、次のとおりです。

① 西都市障害者基本計画

障害者基本法第11条に定める「市町村障害者計画」に該当する理念計画として位置づけられるものです。

(障害者基本法第11条第3項)市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害基本計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 西都市第4期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条で定める市町村計画で、「西都市障害者基本計画」の実施計画として位置づけられるものです。

(障害者総合支援法第88条)市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

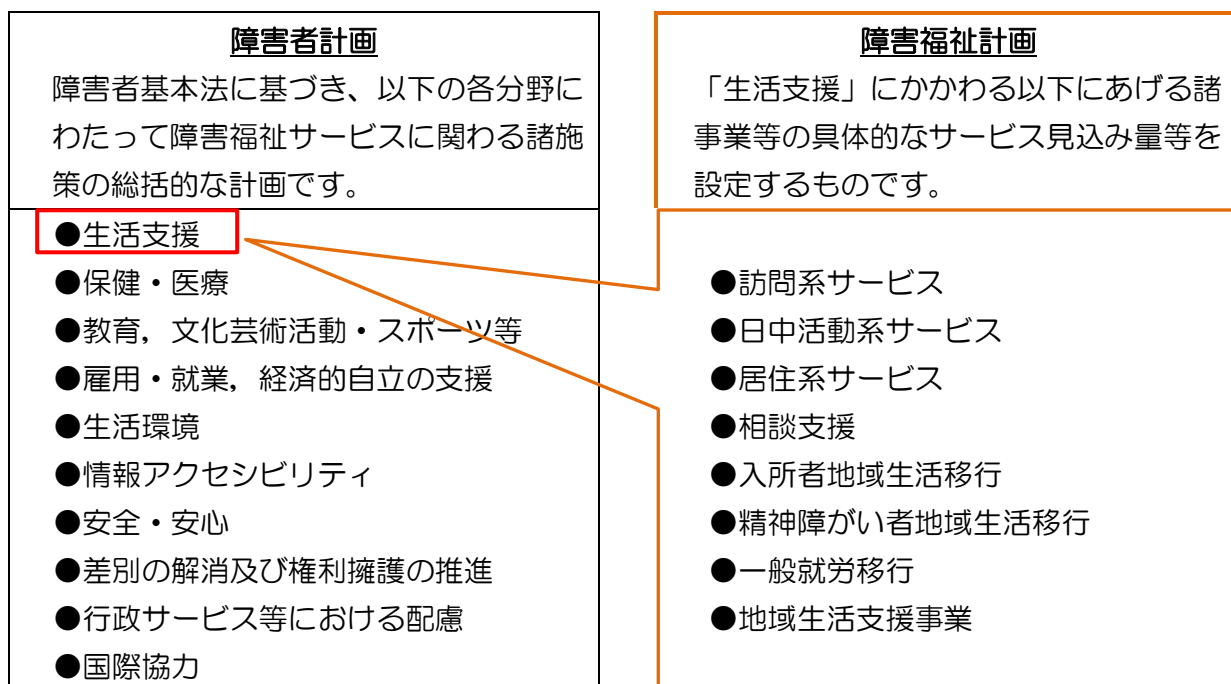
(2) 障害者基本計画と障害福祉計画の関係

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者のくらしを支えるための計画であり、ノーマライゼーションの理念を継承し、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の推進を図るための長期計画です。

一方、障害者総合支援法による「障害福祉計画」は、障がい者（児）が生活する上で必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

今回策定する計画には、以下の項目を盛り込む必要があります。

■「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係



5 計画の策定体制

本計画の策定において、障害者福祉関係団体や学識経験者等で構成する障害者計画策定委員会及び障害者自立支援協議会開催し、本計画素案などの検討、審議を行いました。

また、平成 26 年 9 月に障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）や事業所等を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

さらには、本計画素案について、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施し、広く市民の声を本計画に反映しました。

（１）策定委員会及び自立支援協議会

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取組を行っていく必要があることから、本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障害者団体等で構成された「西都市障害者基本計画策定委員会」及び「西都市障害者自立支援協議会」を開催し、様々な見地からの議論をいただきました。

① 西都市障害者基本計画策定委員会

第 1 回 平成 26 年 8 月 18 日	①計画概要について ②計画策定スケジュールについて ③計画の現状・進捗について ④アンケートの実施について
第 2 回 平成 26 年 11 月 14 日	①アンケート調査結果について ②計画の骨子（案）について ③基本理念・基本目標等について ④サービス見込み量について
第 3 回 平成 27 年 2 月 16 日	①西都市障害者基本計画及び 障害福祉計画素案について

②

② 西都市障害者自立支援協議会

第 1 回 平成 26 年 8 月 11 日	【部会／全体会】就労・権利擁護・児童発達支援部門 ①計画概要について ②計画策定スケジュールについて ③計画の現状・進捗について ④アンケートの実施について
第 2 回 平成 26 年 10 月 29 日	【部会／個別会】就労・権利擁護・児童発達支援部門 ①アンケート調査結果について ②課題・問題点について
第 3 回 平成 27 年 1 月 29 日	①障害福祉計画素案について

（２）事業所意向調査

障害福祉に関する意見や事業の方向性、問題点・課題を把握するため、本市が支給決定を行っている障害福祉サービスの利用者が利用している事業所（５１箇所）に対し、意向調査を実施しました。

（３）アンケート調査

①調査の目的

平成 27 年度を初年度とする障害者基本計画及び障害福祉計画の策定を行うため、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

②調査時期

平成 26 年 9 月に実施

③調査対象

西都市に居住する「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「特定疾患医療受給者証」の各保持者

④調査方法

郵送による発送・回収

⑤回収状況

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	特定疾患対象者
抽出方法	身体障害者手帳保持者から抽出	療育手帳保持者から抽出	精神障害者保健福祉手帳保持者	特定疾患医療受給者から抽出
調査件数	375 名	200 名	165 名	70 名
回収件数	168 名	79 名	51 名	25 名
回収率	44.8%	39.5%	30.9%	35.7%

（４）パブリックコメント

計画策定において、市民のニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、平成 27 年 2 月に計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

第 2 章 西都市における障がい者の状況

第2章 西都市における障がい者の状況

1 人口・障がい者数の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成26年10月1日現在で32,039人であり、平成23年の33,300人に比べ減少しています。

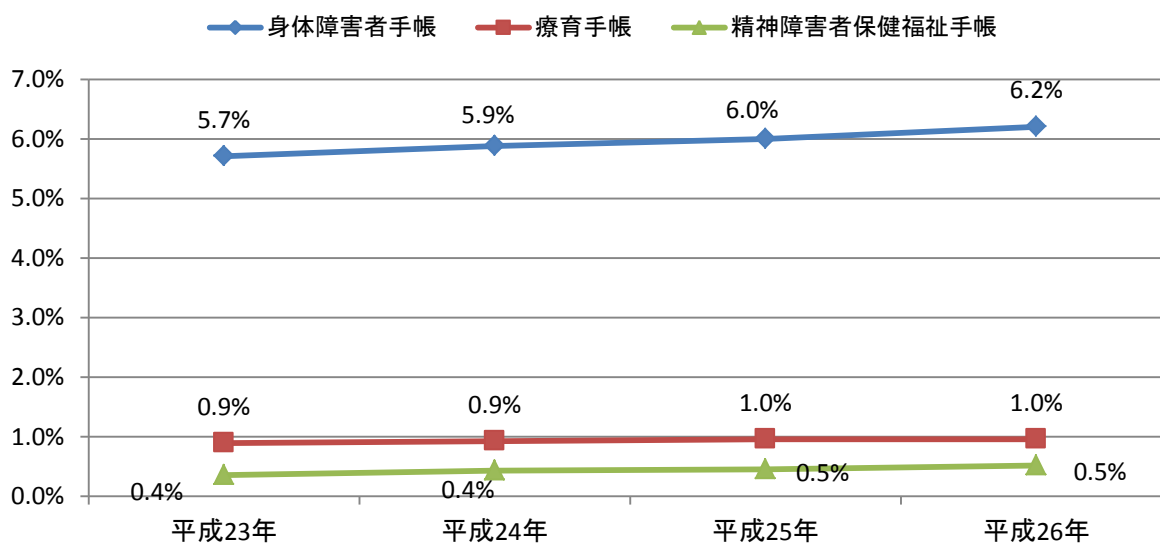
市における各障害者手帳所持者数は、平成26年現在で2,460人であり、その内訳は身体障害者手帳が1,988人、療育手帳が307人、精神障害者保健福祉手帳が165人となっています。

総人口に占める割合をみると、平成26年は、身体障害者手帳は6.2%、療育手帳は1.0%、精神障害者保健福祉手帳は0.5%となっています。

(単位：人、%)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	33,300	33,049	32,557	32,039
手帳所持者総数	2,318	2,390	2,415	2,460
身体障害者手帳	1,903	1,943	1,955	1,988
総人口に対する割合	5.7%	5.9%	6.0%	6.2%
療育手帳	298	304	312	307
総人口に対する割合	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%
精神障害者保健福祉手帳	117	143	148	165
総人口に対する割合	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%

各年3月末現在



(2) 障がい者数の推移

① 全体

本市の障がい者数の推移を手帳所持者数でみると、平成 23 年度の 2,318 人から、平成 26 年度には 2,460 人と増加しています。

障がい別にみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の数が最も多く、平成 23 年度以降、増加しています。

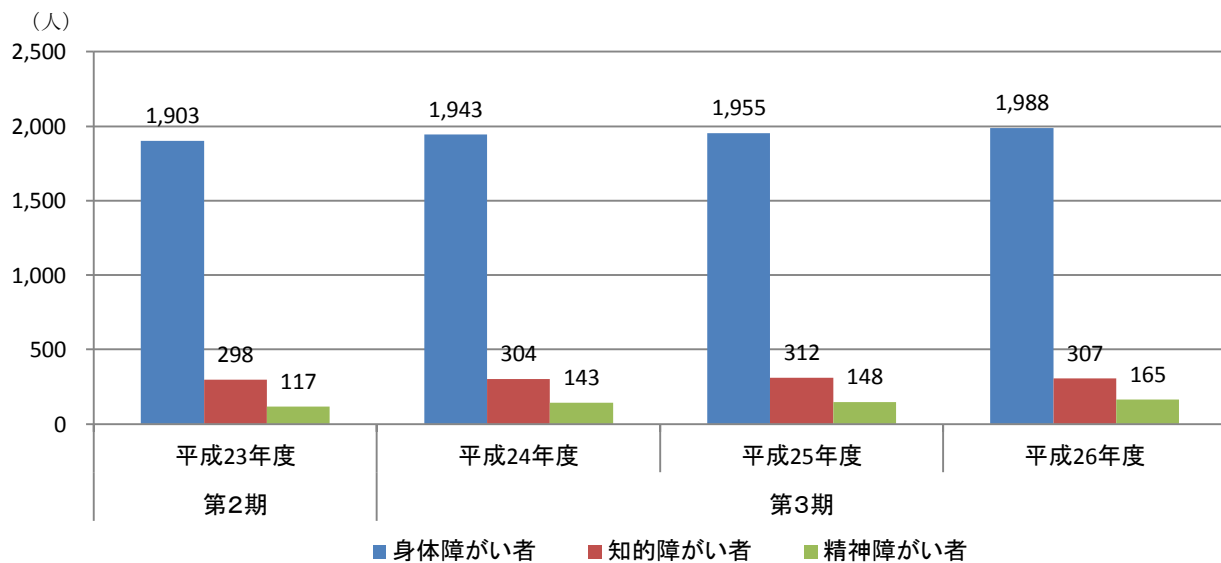
知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）も平成 23 年度から増加しています。

■ 種類別障がい者数

(単位:人)

	第2期	第3期		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がい者	1,903	1,943	1,955	1,988
知的障がい者	298	304	312	307
精神障がい者	117	143	148	165
合 計	2,318	2,390	2,415	2,460

各年 3 月末現在



② 身体障がい者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成 26 年現在で 1,988 人であり、平成 23 年の 1,903 人と比較して 85 人の増加となっています。

障がい種別でみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害となっています。

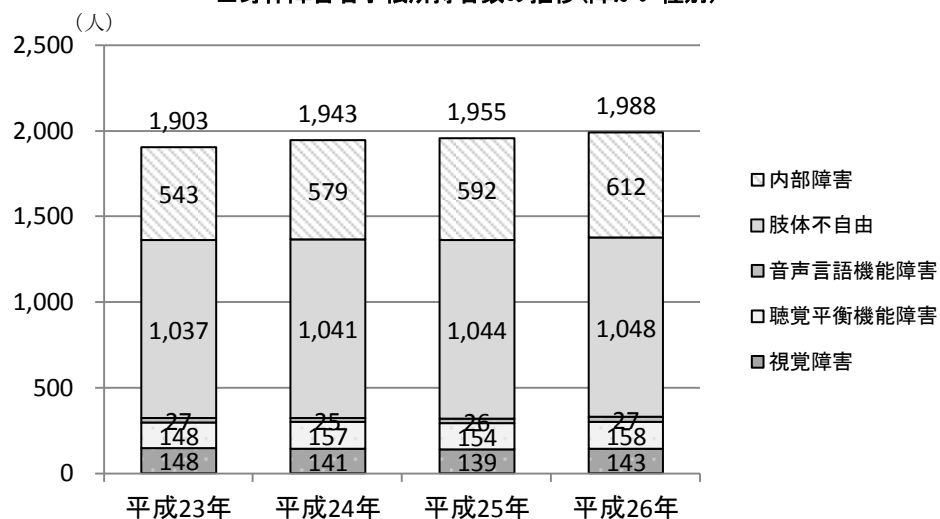
■身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)

(単位：人)

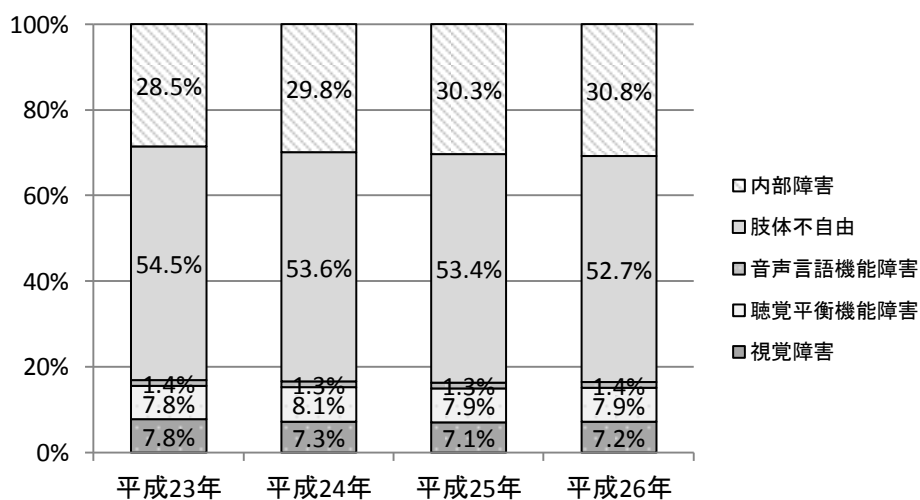
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障害	148	141	139	143
聴覚平衡機能障害	148	157	154	158
音声言語機能障害	27	25	26	27
肢体不自由	1,037	1,041	1,044	1,048
内部障害	543	579	592	612
合計	1,903	1,943	1,955	1,988

各年 3 月末現在

■身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種別)



■身体障害者手帳所持者の構成割合の推移(障がい種別)

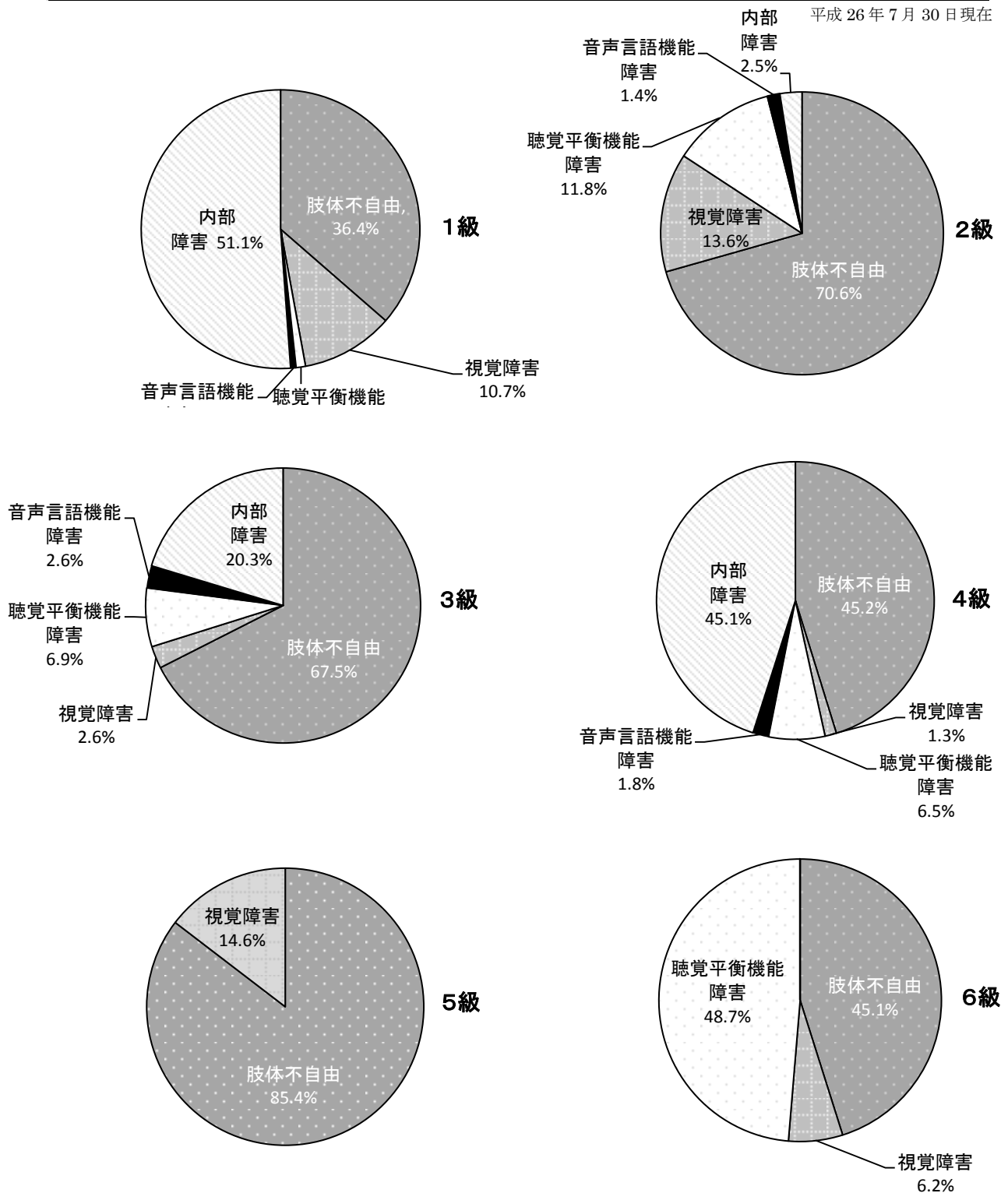


■等級別障がい種別身体障がい者数(平成26年度)

(単位:人)

	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	内部障害
1級	522	190	56	6	3	267
2級	279	197	38	33	4	7
3級	305	206	8	21	8	62
4級	597	270	8	39	11	269
5級	137	117	20	0	0	0
6級	113	51	7	55	0	0
合計	1,953	1,031	137	154	26	605

平成26年7月30日現在



③ 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 26 年現在で 307 人であり、平成 23 年の 298 人と比較して、9 人の増加となっています。

A の割合が最も多く、全体の 5 割を占めています。

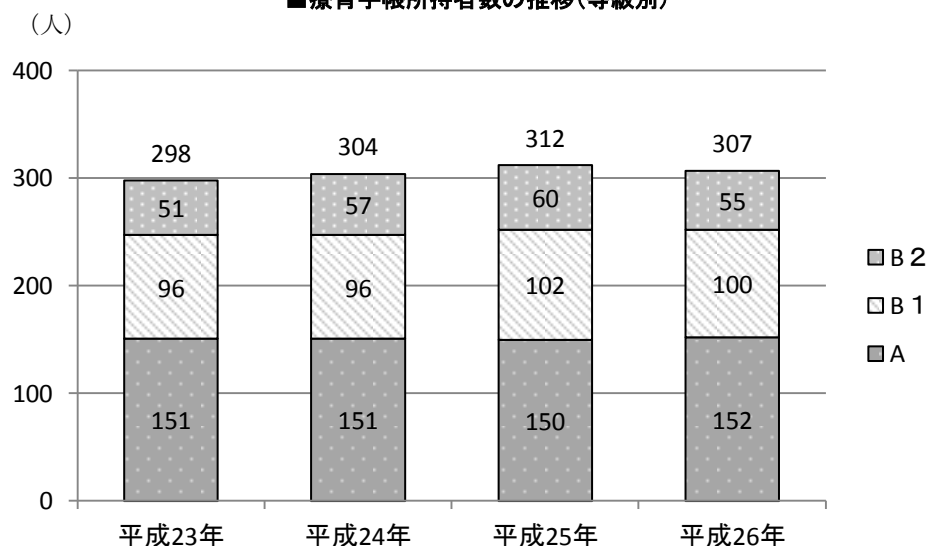
■療育手帳所持者数の推移(等級別)

(単位：人)

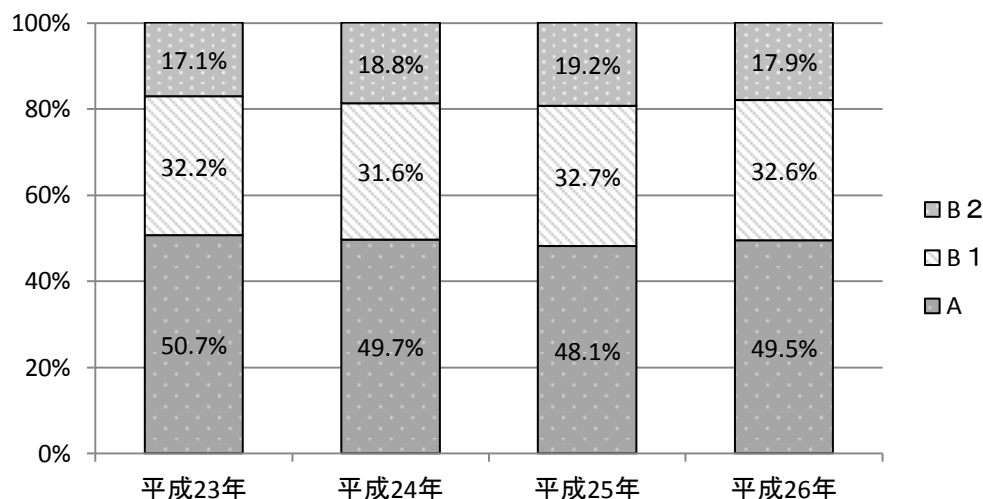
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
A	151	151	150	152
B1	96	96	102	100
B2	51	57	60	55
合計	298	304	312	307

各年3月末現在

■療育手帳所持者数の推移(等級別)



■療育手帳所持者の構成割合の推移(等級別)



④ 精神障がい者

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、全体では平成 23 年度が 117 人で、平成 26 年度までに 165 人となり 48 人の増加となっています。

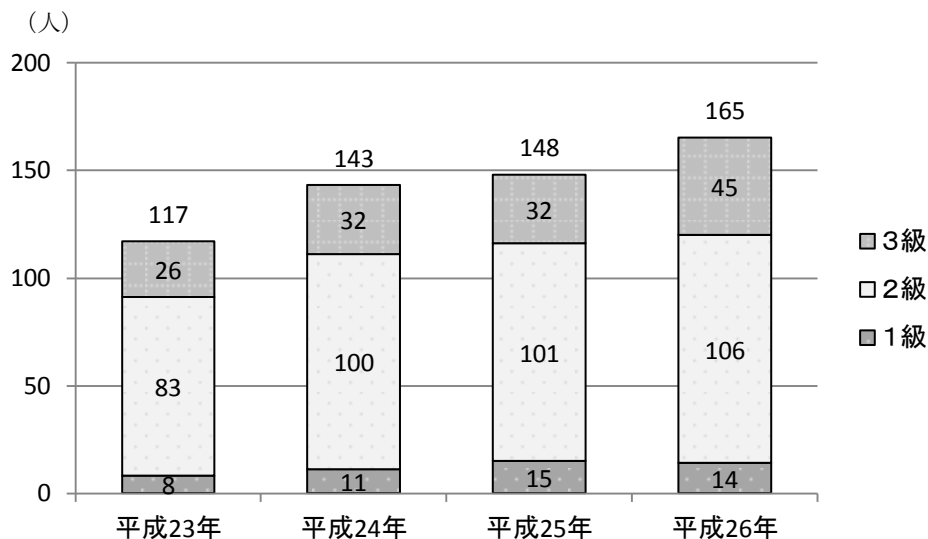
■精神障害者保健福祉手帳所持者数

（単位:人）

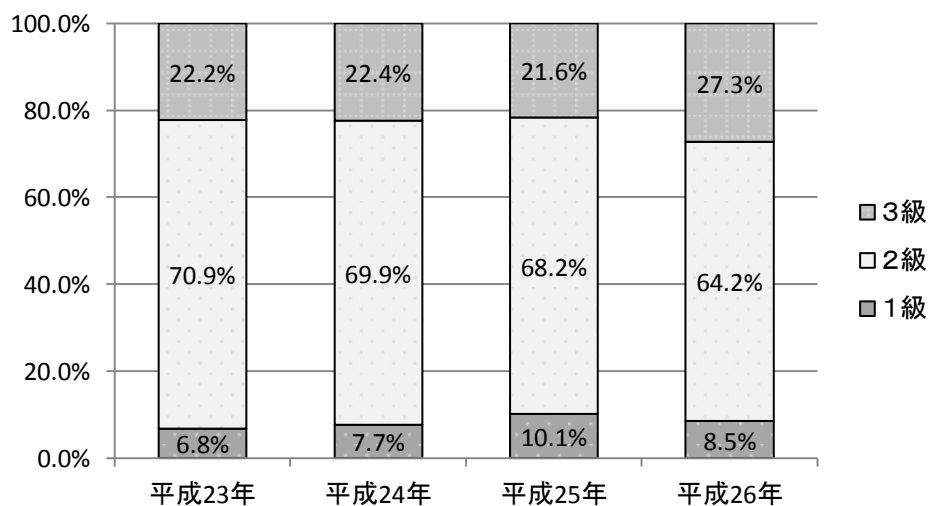
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	8	11	15	14
2級	83	100	101	106
3級	26	32	32	45
合計	117	143	148	165

各年3月末現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



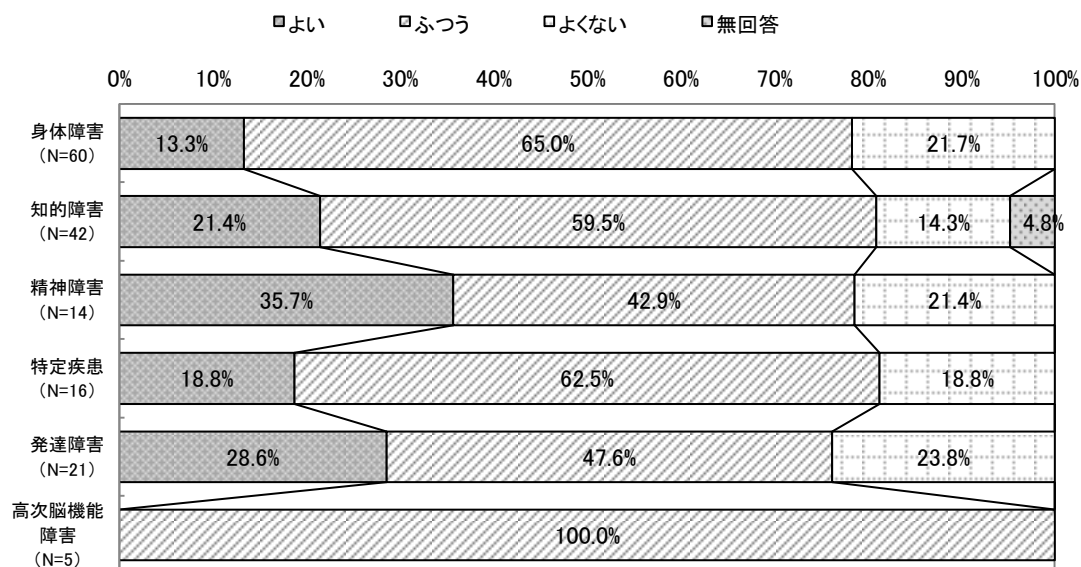
■精神障害者保健福祉手帳所持者の構成割合の推移(等級別)



2 アンケート調査結果

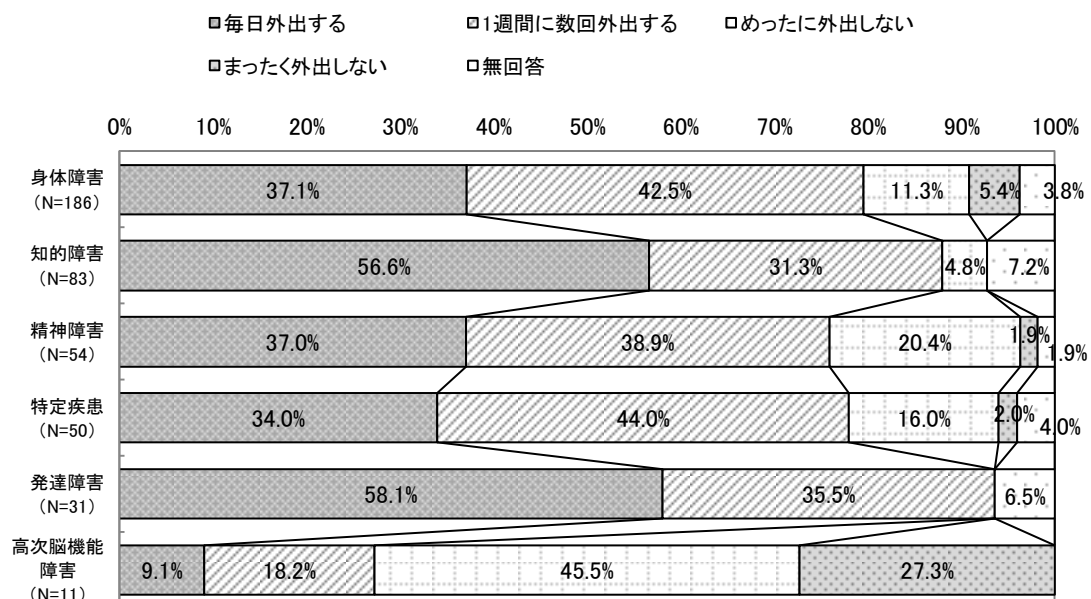
(1) 介護者の健康状態について

介護者の健康状態について、身体障害(65.0%)・知的障害(59.5%)・精神障害(42.9%)・特定疾患(62.5%)・発達障害(47.6%)・高次脳機能障害(100.0%)全てにおいて「ふつう」の割合が最も高くなっています。



(2) 外出頻度について

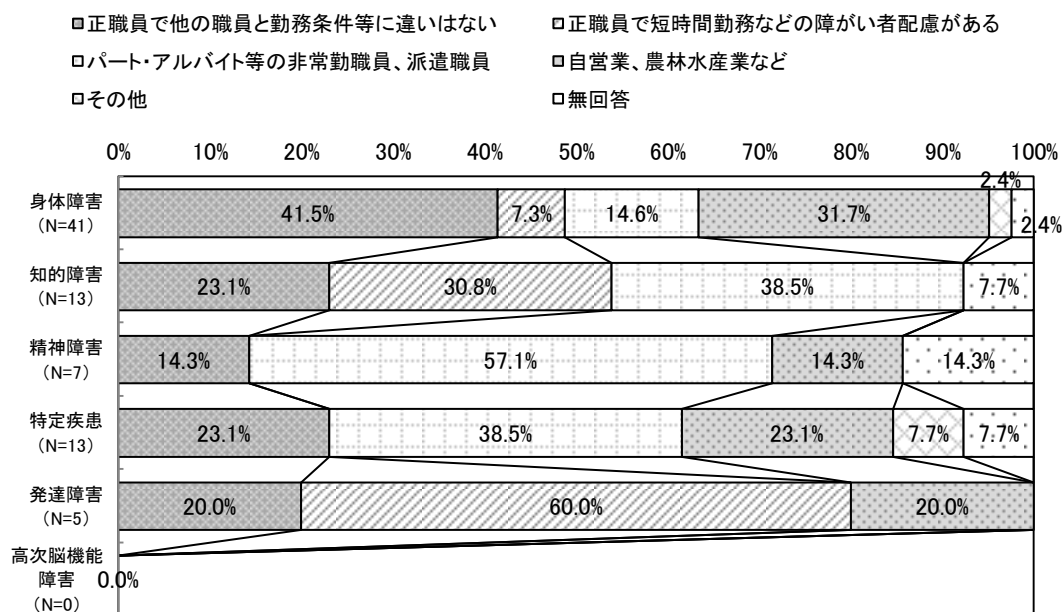
1週間に外出する頻度について、知的障害(56.6%)・発達障害(58.1%)は「毎日外出する」、身体障害(42.5%)・精神障害(38.9%)・特定疾患(44.0%)は「1週間に数回外出する」、高次脳機能障害(45.5%)は「めったに外出しない」の割合が最も高くなっています。



(3) 就労について

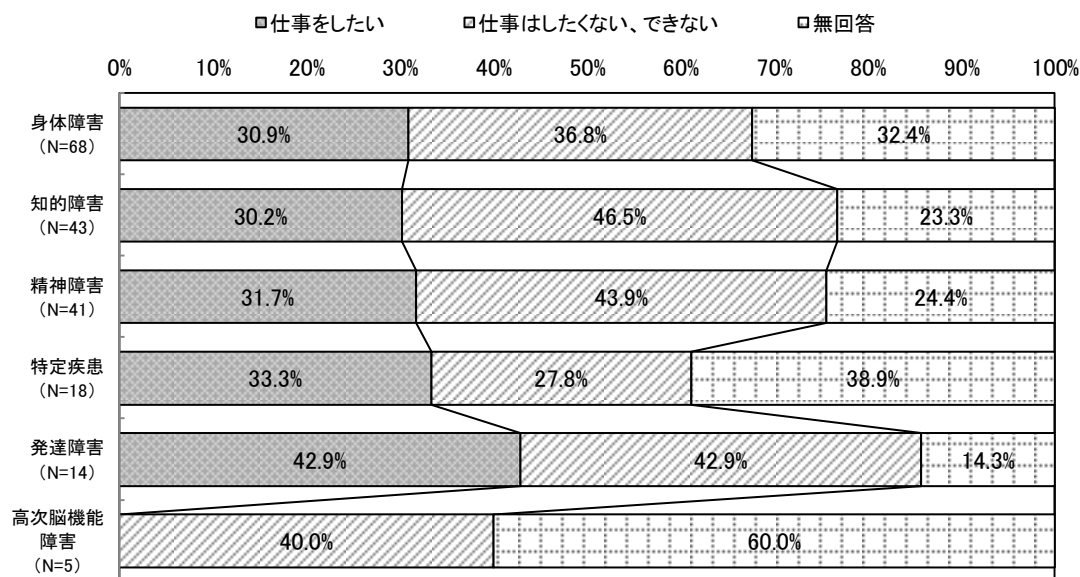
①就労の状況について

勤務形態について、身体障害(41.5%)は「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」、発達障害(60.0%)は「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」、知的障害(38.5%)・精神障害(57.1%)・特定疾患(38.5%)は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が最も高くなっています。



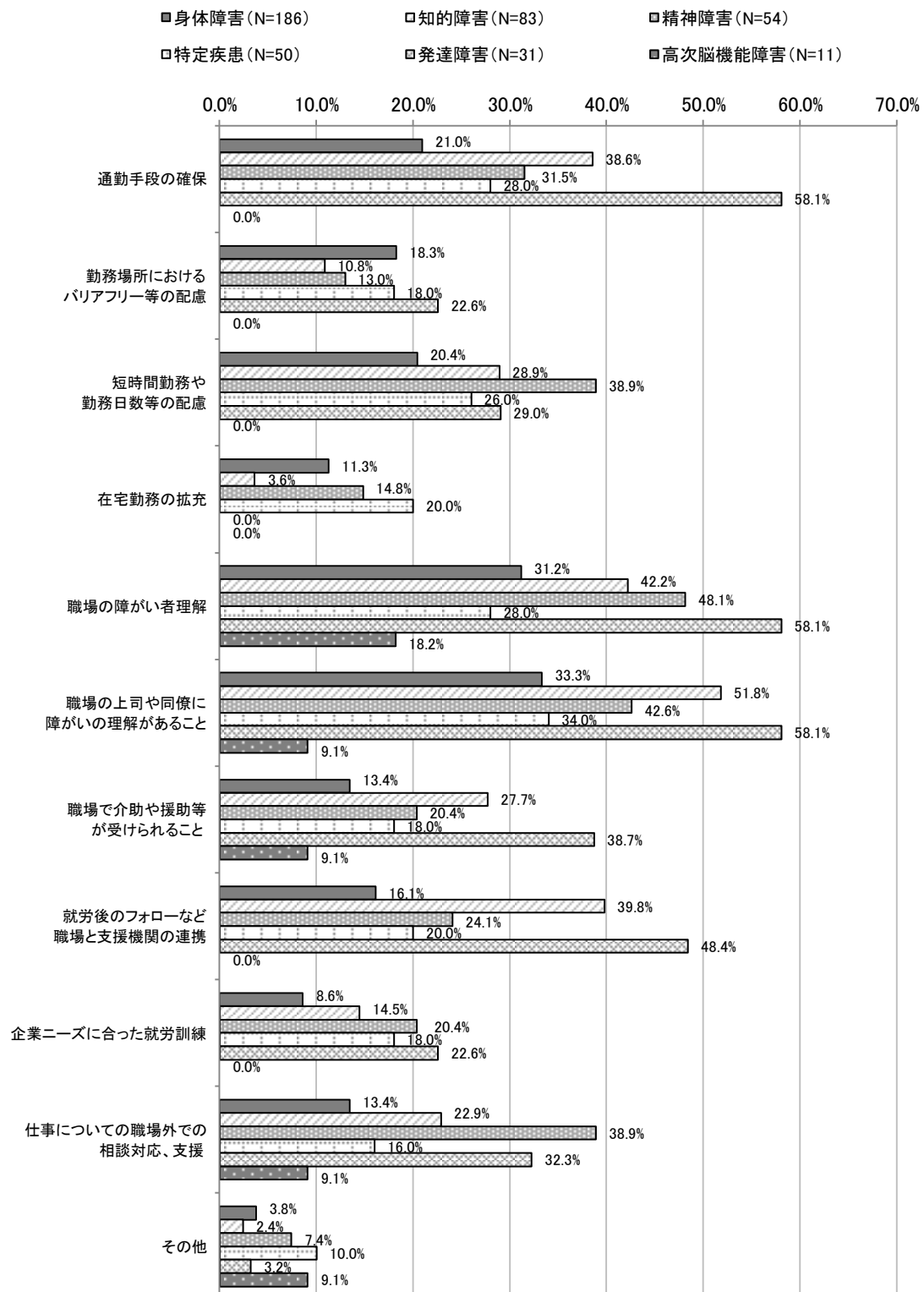
②今後の就労意向について

今後、収入を得る仕事をしたいかについて、特定疾患(33.3%)は「仕事をしたい」、身体障害(36.8%)・知的障害(46.5%)・精神障害(43.9%)・高次脳機能障害(40.0%)は「仕事はしたくない、できない」、発達障害(42.9%)は「仕事をしたい」「仕事はしたくない、できない」の割合が最も高くなっています。



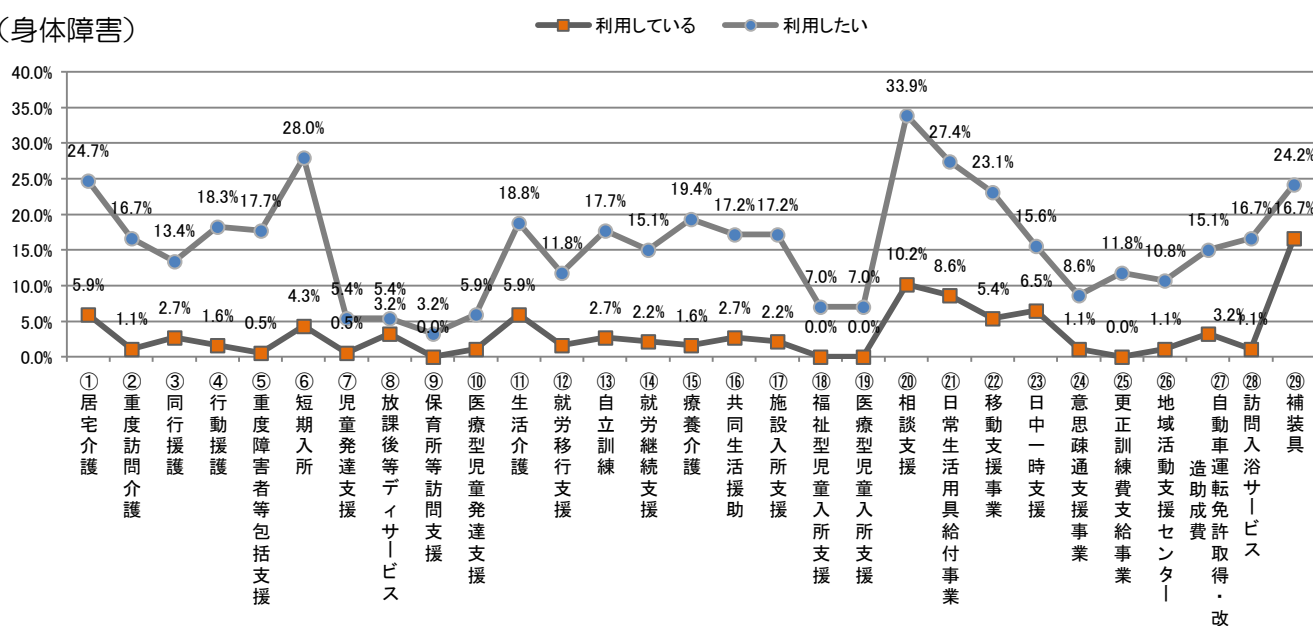
③求める就労支援策について

障がい者の就労支援として必要なことについて、精神障害(48.1%)・高次脳機能障害(18.2%)は「職場の障がい者理解」、身体障害(33.3%)・知的障害(51.8%)・特定疾患(34.0%)は「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、発達障害(58.1%)は「通勤手段の確保」「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が最も高くなっています。

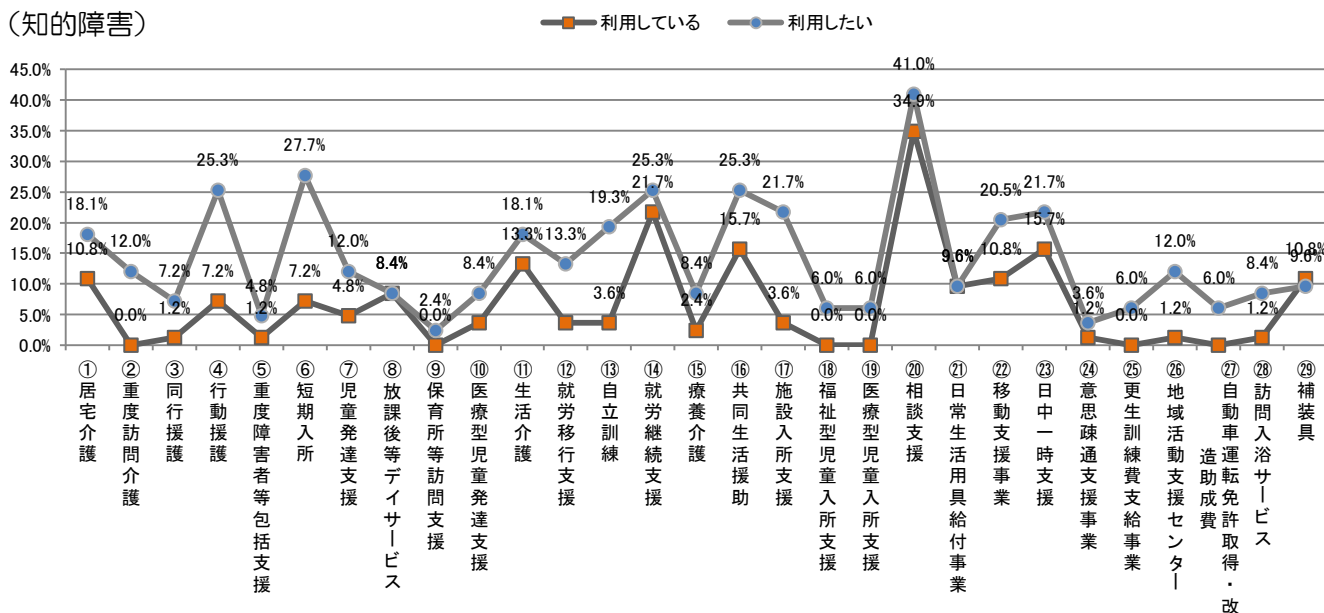


(4) サービスの利用状況・利用意向について

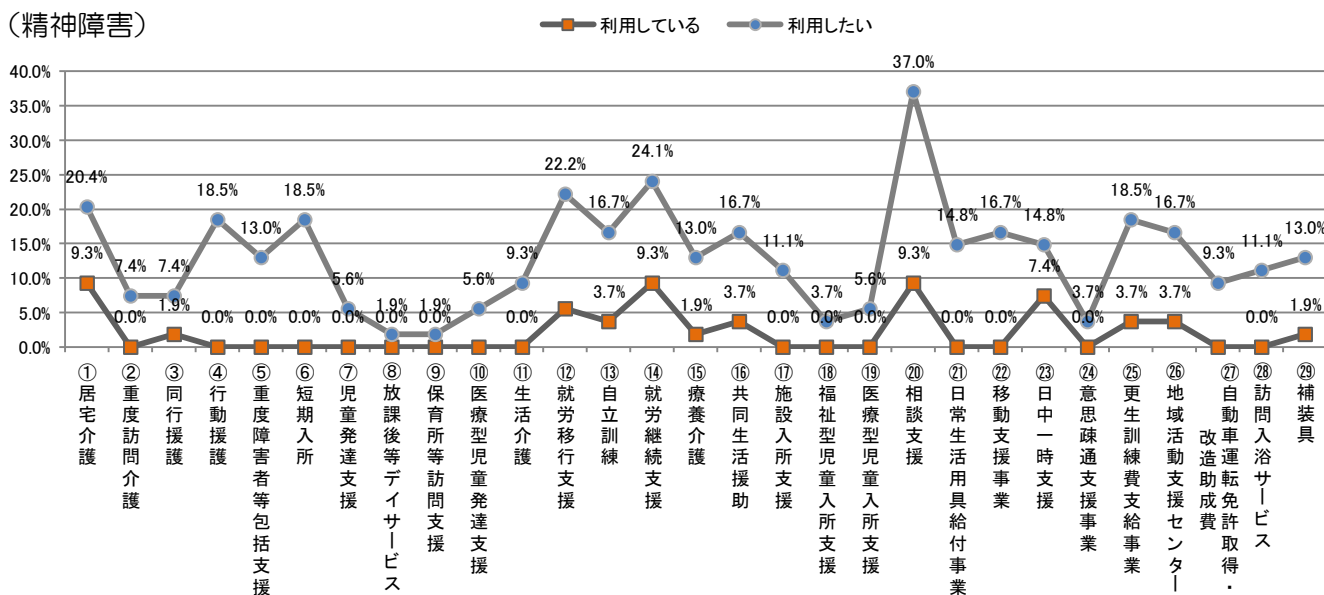
(身体障害)



(知的障害)



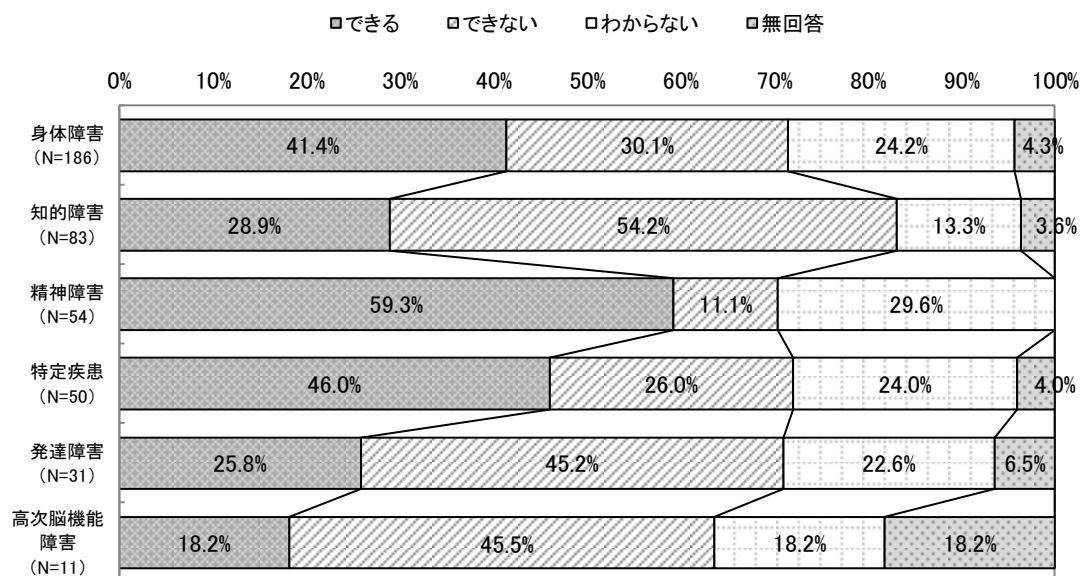
(精神障害)



(5) 災害時について

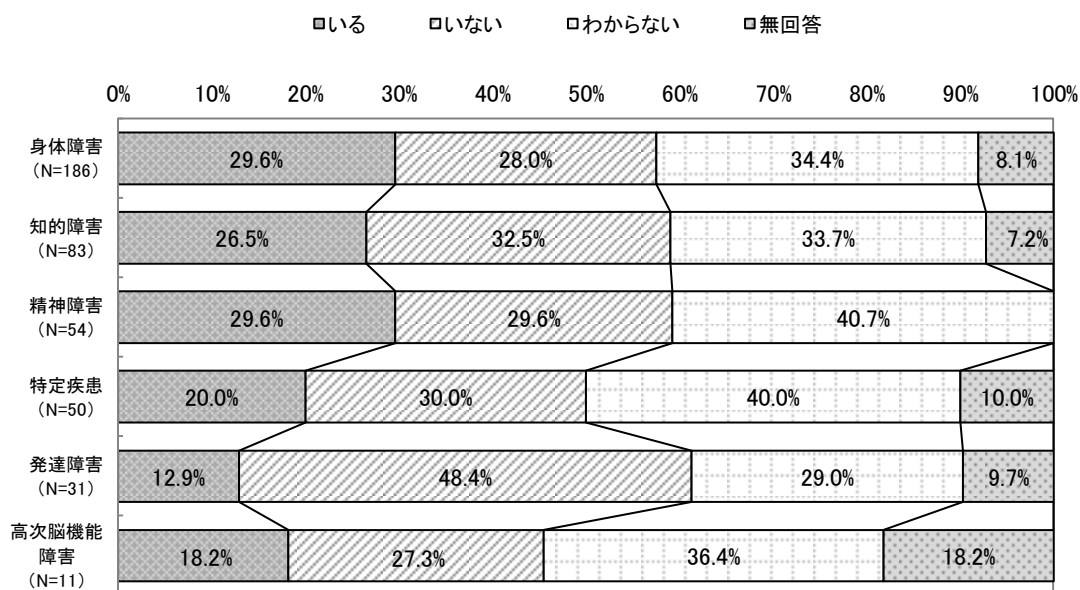
①避難の状況について

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、身体障害(41.4%)・精神障害(59.3%)・特定疾患(46.0%)は「できる」、知的障害(54.2%)・発達障害(45.2%)・高次脳機能障害(45.5%)は「できない」の割合が最も高くなっています。



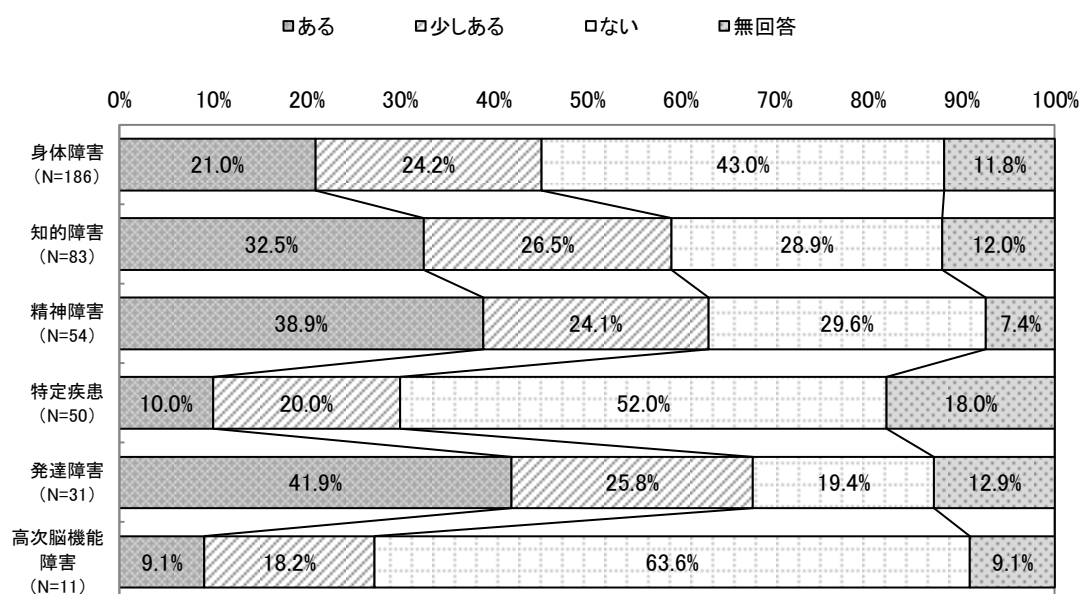
②身近な支援者について

近所で助けてくれる人について、発達障害(48.4%)は「いない」、身体障害(34.4%)・知的障害(33.7%)・精神障害(40.7%)・特定疾患(40.0%)・高次脳機能障害(36.4%)は「わからない」の割合が最も高くなっています。



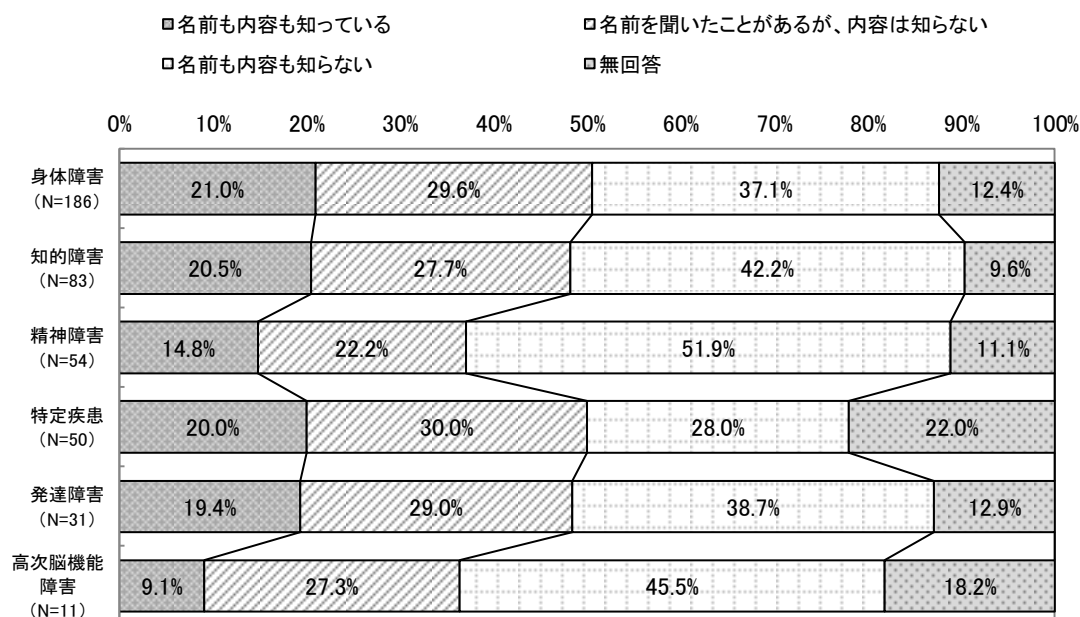
(6) 差別等について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、知的障害(32.5%)・精神障害(38.9%)・発達障害(41.9%)は「ある」、身体障害(43.0%)・特定疾患(52.0%)・高次脳機能障害(63.6%)は「ない」の割合が最も高くなっています。



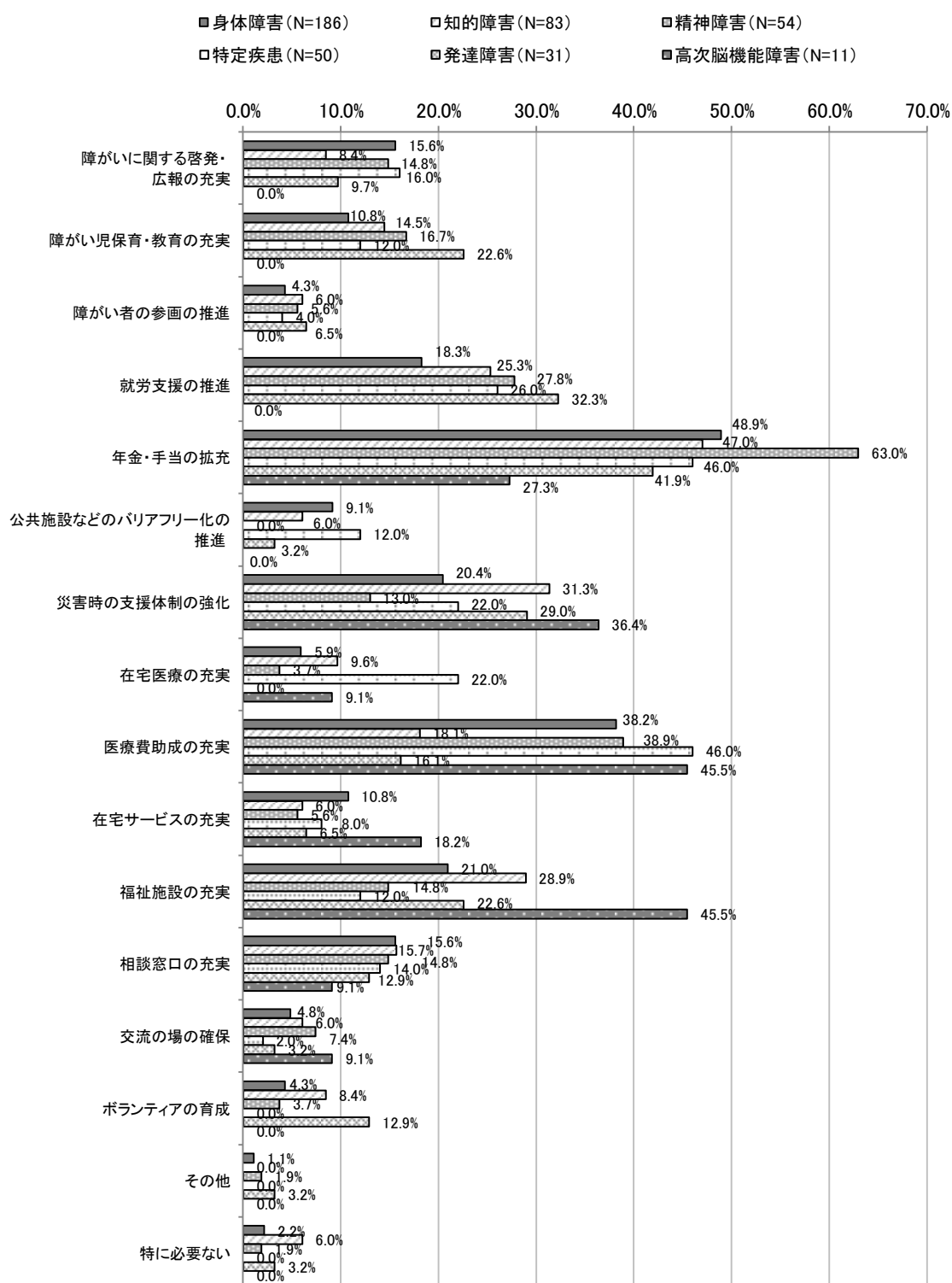
(7) 成年後見制度の認知状況について

成年後見制度について、身体障害(37.1%)・知的障害(42.2%)・精神障害(51.9%)・発達障害(38.7%)・高次脳機能障害(45.5%)は「名前も内容も知らない」、特定疾患(30.0%)は「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が最も高くなっています。



(8) 必要な福祉施策について

障がいや病気のある方が安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に向けて必要なことについて、身体障害(48.9%)・知的障害(47.0%)・精神障害(63.0%)・発達障害(41.9%)は「年金・手当の拡充」、特定疾患(46.0%)は「年金・手当の拡充」「医療費助成の充実」、高次脳機能障害(45.5%)は「医療費助成の充実」「福祉施設の充実」の割合が最も高くなっています。



第 3 章 基本理念及び施策の体系

第3章 基本理念及び施策の体系

1 基本理念

本計画の上位計画である第四次西都市総合計画は、将来のあるべき姿の実現に向けて取り組む施策を総合的・体系的にまとめたまちの最上位計画であり、将来都市像として「元気な日本のふるさと“西都”」を掲げ、6つの施策大綱で構成されています。

障がい者施策については、保健・医療・福祉分野の政策である「安心生活を守る福祉・健康づくり」として位置づけられていることから、本計画策定にあたっては整合性を図る必要があります。

また、これまで、障がい者など、全ての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるような「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生のまちづくり」の理念に基づき、お互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めてきました。

今後においては、障がい者（児）のみならず、高齢者や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつつづけられるよう、「自助」「共助」「互助」「公助」の役割のもと、地域で生活全般を支援することのできる体制の構築を目指すこととします。

また、前回計画を継承しつつ、引き続きお互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めることとし、基本理念を「**住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいのある全ての人**が安心していきいきと暮らせるまち」とします。

基本理念

**住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいのある
全ての人安心していきいきと暮らせるまち**



2 施策体系

基本理念	基本目標	施策項目
「住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいのある全ての人が安心していきいきと暮らせるまち」	共生社会実現のための啓発・広報の推進	(1) 啓発・広報活動の推進
		(2) 交流活動の促進
		(3) 福祉教育の充実
	安全・安心のための相談支援の充実	(1) 相談支援体制の充実・強化
		(2) 権利擁護施策の推進
	生活支援のための環境づくり	(1) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実
		(2) スポーツ、レクリエーション、文化活動の振興
		(3) 資質の高い専門職種の養成・確保
	健やかに暮らせるための保健・医療の充実	(1) 保健・医療サービスの充実
		(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療
		(3) 精神保健福祉施策の充実
	子どもたちのニーズに応じた療育・教育の推進	(1) 療育の充実
		(2) 学校教育の充実
	自立・社会参加のための雇用・就業機会の確保	(1) 総合的な就労の支援
		(2) 多様な就業機会の確保
	安全で人に優しい生活基盤の整備充実	(1) 福祉のまちづくりの総合的推進
		(2) 公共的施設のバリアフリー化の推進
		(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進
		(4) 防災・防犯対策の推進
		(5) 情報化の推進とコミュニケーションの支援

第 4 章 基本理念実現のための施策展開 (障害者基本計画)

第4章 基本理念実現のための施策展開（障害者基本計画）

1 共生社会実現のための啓発・広報の推進

障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすいまちを目指すためには、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、障がい者が偏見や差別等を受けないよう、福祉教育の充実、啓発・広報活動、さらには地域内における協力・支援が必要です。

また、障がい者が住み慣れた地域で充実した生活を送るためには、保健・医療・福祉サービスなど公的サービスの提供に限らず、地域住民がお互いに支えあっていくことが重要なことから、市民にノーマライゼーションの理念の普及・啓発を図るとともに、市民の地域福祉への意識を高め、交流等の活性化活動の展開により、互いに支えあう地域社会づくりを推進します。

（1）啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を実現するためには、全ての市民が障がいや障がい者のことを十分に理解し、障がい者に対する誤解や偏見などを取り除く「心のバリアフリー化」を図る必要があります。

市民に対する広報として、月1回発行の「広報さいと」、月2回の「お知らせ」やホームページ、チラシの配布等により行っています。

また、ボランティアグループにおいて、広報紙等を音声録音し、声の広報として届ける活動も行われています。

しかしながら、今回のアンケート調査でも約5割の方が「差別や偏見を感じたことがある」とし、そのうちの約3割が「住んでいる地域」で、そのような思いをしています。

市民の障がい者への理解は、いまだ十分とはいえず、より一層の理解を深める広報のあり方が求められます。

また、近年の情報通信技術の発達により、スマートフォンを代表とする多機能携帯端末の急速な普及やソーシャルネットワーキング・サービスなどで、情報交流の形態も変化しています。障がい者が、情報格差を感じることをないよう、多様な情報提供が必要です。

障がいのある人となない人が互いに理解し合い、共に支えあって生きる共生社会を実現するため、「心のバリアフリー化」を推進するため、広報・啓発活動を通じて、障がいに対する誤解や理解不足の解消を進めます。

【具体的取組】

①多様な手段による広報・啓発の充実

- ・障がい者への理解を深めるために、毎年12月3日から12月9日までの「障害者週間」等において、関係団体等と連携しながら啓発に努めます。
- ・広報については、市広報やホームページ等を活用するとともに、「障がい者のしおり」の充実を図り、各種福祉制度等の周知に努めます。
- ・障がい者に関する施策をはじめ、福祉分野においては、頻繁に諸制度等の改正が行われていることから、適切な制度の周知に努めます。

②障がいや障がい者に対する正しい知識の普及・啓発

- ・関係者及び関係機関の協力を得ながら、障がい者やその家族、市民を対象とした講習会等の開催に努めます。
- ・障害者差別解消法の施行に向けて、より一層の障がい者への理解促進に努めます。

(2) 交流活動の促進

【現状と課題】

本市においては、障がいや障がい者に対する理解や認識を深めるため、障がい者と市民がふれあうイベント「さわやか福祉のつどい」を行っています。

障がい者や障がい者福祉のことを、市民がより深く理解するためには、障がい者とない人の交流・ふれあいをさらに拡大していく必要があります。

そのため、あいさつ運動や見守りなどの地域活動や、公共の場などでの行事・イベントの充実を図り、障がいのある人もない人も、日常的にふれあえる機会を創出するなど、あらゆる機会をとらえた啓発・広報活動の充実を図る必要があります。

【具体的取組】

①障がい者と市民のふれあいの機会の創出

- ・「さわやか福祉のつどい」などイベントの開催により障がい者と地域住民との交流を図ります。
- ・障がい者団体、社会福祉協議会と連携し、福祉体験学習などによる交流を通して、障がい者に対する理解と認識を深めるための機会の創出を図ります。

②当事者団体・支援団体との連携

- ・関連部署と当事者団体や支援団体などとの連携を深め、情報交換や意見交換を行うことで相互理解と情報共有に努めます。

（３）福祉教育の充実

【現状と課題】

自治公民館は生涯学習の中核的な役割を担う組織として、障がい者への理解を図る場や障がい者支援団体の活動の場の提供に努めています。

また、障がい者の学ぶ機会や社会参加の機会を増やし、多様な公民館講座やイベントなどを通じて、障がい者に対する理解を深めています。

学習グループやサークルによる公民館利用も増加している状況です。

今後においては、詳細なニーズの把握により、より多様な講座や教室の開催に努める必要があることから、地域や学校等において、障がい者とふれあう機会の拡充を図るなど、障がい者に対する理解を深める継続的な福祉教育の推進に努めます。

また、日常生活上での相互扶助体制の確立を目指し、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、これまで活動に参加したことのない住民のボランティアへの参画を促進し、施策に必要な措置を講じていきます。

【具体的取組】

①生涯学習の充実

- ・生涯学習を推進し、障がい者自身が気軽に参加できるような講座の充実を図ります。また、公民館講座等を通じて地域住民との交流や、体験活動を行います。
- ・公民館及び各地区館・市民会館・図書館等の様々な生涯学習施設機能の整備を行い、利便性の向上を図るなど、障がい者にとって利用しやすく、身近な存在を目指します。

②学校教育における福祉教育の充実

- ・障がい者の立場が理解できるよう、体験交流学习や車いす体験、視覚障がい者の擬似体験等の福祉体験事業、ボランティア活動を積極的に推進するとともに、教職員を対象にした研修を行います。

③ボランティア活動の推進

- ・ボランティアや障がい者の支援を目的とするグループやサークルに積極的に活動の場を提供し、活動内容や実績など情報を発信します。
- ・手話や要約筆記の講座の開催に努め、ボランティアの養成確保を図ります。

2 安全・安心のための相談支援の充実

障がい者が住み慣れた地域の中で、いきいきと生活していくため、保健・医療・福祉等の幅広い分野に関して、障がい者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の連携体制の強化を図ります。

また、相談支援体制の強化による適切なサービス利用の推進、相談支援事業の充実を目指します。

障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障がい者に対する差別や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、障がい者の権利擁護に努めます。

(1) 相談支援体制の充実・強化

【現状と課題】

障がいがあっても本人の希望する暮らし方が実現できるように、障がい者が地域で自立した生活をしていく上で直面する様々な問題の解決を促し、必要な福祉サービスを適切に利用できるための相談支援体制の充実を図ることが求められます。

アンケート結果において、「相談支援」におけるサービスの利用意向については、障がい種別を問わず、最も高くなっています。

障がい者の抱える課題の整理や適切なサービス利用に向けた相談支援体制の充実とケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。

また、相談支援事業を核としながら、地域の実情にあわせ、関係機関との連携を密にするなど、ネットワーク形成の一層の充実を図り、求められる適切な障害福祉サービスなどにつなげる支援体制の強化が必要です。

【具体的取組】

①相談支援事業の推進

- ・地域の相談支援拠点となる相談支援事業所の周知を図るとともに、利用者本位のサービス提供を行うため、相談支援従事者の資質の向上に努めます。
- ・相談支援専門員の人材の確保と資質の向上を支援し、関係機関との連携による相談支援体制の強化を図ります。
- ・関係機関との一層の情報共有に努め、高齢の障がい者への対応や地域資源の活用を図るなど、相談支援事業の連携体制を強化します。
- ・障がい者やその家族の日常生活全般にわたる相談や保健、福祉、医療サービスの利用援助、情報提供のほか、地域移行のための入居相談、虐待の防止に関することなど、総合的な相談体制の整

備を図ります。

②多様な相談窓口の充実

- ・療育・教育・子育て・就労・介護など、多様な分野の相談窓口のネットワークづくりに取り組みます。
- ・行政窓口などの職員に対して、障がい者への配慮やコミュニケーションの理解のための研修を開催し、相談窓口機能の充実を図ります。

（２）権利擁護施策の推進

【現状と課題】

障がい者が地域での自立を目指す中で、人権侵害の被害に遭わないように、事業者や学校、地域相談員等との連携によりセーフティネット機能を高め、障害者虐待防止法を踏まえて、地域の見守り体制づくりが求められています。

本市においては、人権啓発活動として、「人権なやみごと相談所」、「いきいきふれあいリレー啓発展」、「人権啓発講演会」、「人権啓発強調月間」における広報誌等での啓発に努めていますが、地域には、障がい者に対する差別や偏見も依然として存在していることから、地域や施設における障がい者の人権擁護に対する意識啓発の充実とともに、人権に関する相談や問題解決に適切に対応できる支援体制の整備が必要です。

また、福祉サービスなどを自ら選択して利用することが困難な障がい者が地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度等の利用を支援し、障がい者の権利・利益を保護することが必要です。

【具体的取組】

①権利擁護の推進

- ・障がい者の財産権や人権などの権利擁護の推進のため、判断能力が十分でなく福祉サービスや日常的な金銭管理を行うことのできない人のための権利擁護事業や成年後見制度、宮崎県障害者社会参加推進センターの障がい者 110 番運営事業などの周知や活用の促進を図ります。
- ・判断能力が十分でない人の福祉サービス利用に関わる相談や援助を行い、障がい者の権利を擁護し、自立生活を支援します。
- ・障がい者が犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめとする地域の関係機関と連携を密にし、防犯活動を展開します。
- ・消費者としての障がい者を保護するため消費生活相談の窓口や機関を周知し、民生委員・児童委員などと連携した啓発活動を推進します。

②虐待防止体制の強化

- ・障がい者への虐待に関する通報窓口や相談を行う西都市虐待防止センターの機能強化、周知に努めます。
- ・障がい者への虐待を防止するため地域自立支援協議会と連携し、地域の関係機関との支援・協力体制の強化に努めます。
- ・障がい者虐待に関する通報を受け付け、必要な対応をとるとともに、障がい者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。

- 虐待を受けた障がい者に一時避難のための居室を確保するため、市内の福祉サービス事業所と緊急時の受入について検討を進め、体制の整備を図ります。

3 生活支援のための環境づくり

ライフステージを通じて切れ目のない相談支援及び充実した各種サービスの提供を図るとともに、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を目指します。

なお、福祉サービスを充実させるため、ホームヘルパー等の専門職の人材の充実、確保に努めます。

ボランティア活動やスポーツ・文化活動等は、障がいのある人へのサービス提供や社会参加の支えになるだけでなく、その活動を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を深めることにもつながることから一層の活動の充実を図ります。

(1) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者が、安心して生活を営むことができるよう、障がいに応じた適切な福祉サービスの充実を図り、当事者及び介護者の負担の軽減を図っていくことが必要です。

本市においては、サービスによって西都市内に事業所が少ないものもあり、市外の事業所を利用している状況にあります。

サービス利用の理解や周知を図るとともに、サービス事業者においては、利用者本位に立った質の高いサービス提供も課題です。

今後は、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化等の状況も見据えつつ、障がい者の自立生活に必要な在宅福祉サービスのさらなる充実が求められています。

障害者総合支援法により難病患者の利用が可能となったことから、今後は難病患者の福祉サービス利用の配慮も必要です。

さらには、家族の介助負担を緩和・軽減するため、短期入所や日中一時支援等の充実も重要となります。

また、少子高齢化のさらなる進行などにより、障がい者の高齢化や一人暮らしの増加などが予測されるとともに、施設から地域生活への移行を推進する観点から、グループホームなどの障がい者が安心して生活できる共同生活の場などの確保がより一層求められます。

【具体的取組】

①地域に密着した障害福祉サービスの充実

- ・障がい者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種福祉サービスの充実を図ります。
- ・障がい者が必要なサービスを適切かつ計画的に利用できるよう心身の状況等を総合的に勘案して、

支給決定等の手続きを行います。

- ・障がい者の身近なところでサービスを提供する事業者やその内容等の情報を入手し、サービスの選択ができるよう、市ホームページでの情報提供を図ります。
- ・生活支援や介助サービスをはじめとした各種福祉サービスが適正に提供されるよう、県による事業者の指定や指導・監督等を通じて、事業の適切な運営、実施を促進し、サービスの向上を図ります。
- ・できるだけ身近なところで生活に必要なサービスが受けられるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。
- ・障がい者の自立と社会参加を促進する上で不可欠な福祉用具の利用支援を図ります。

②住まいの確保

- ・障がい者が住み慣れた地域での生活を続けたり、施設等から在宅生活に移行できるよう、市営住宅への優先入居や不動産業者との協力により、障がい者の住まいの確保を支援します。

③経済的自立の支援

- ・障がい者が経済的に自立し、地域で安定した生活を送れるよう、国民年金（障害者年金）や特別障害者手当等、生活福祉資金の貸し付け等の制度の周知を図り、その利用促進を図ります。
- ・心身障害者扶養共済制度への加入促進に努めます。
- ・障がい者に対する税制上の優遇措置や各種割引制度の周知と活用の促進を図ります。

④障がい者を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援

- ・家族介助者の負担緩和や軽減を図るため、日中一時支援事業などのレスパイトケアの充実に努めます。
- ・重症心身障害児（者）に対する相談支援体制や短期入所などのサービスの充実に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興

【現状と課題】

障がい者スポーツの振興は、体力の向上・健康増進はもとより、スポーツを通じての交流や各種大会への参加による生きがいづくりなど、障がい者の社会参加を促進する上で、重要な役割を果たします。

また、障がい者が芸術文化活動に参加し楽しむことは、個人の能力を伸ばし生活の質を高め、心を豊かにすると同時に、機能回復や二次障がいの防止などにも効果があり、障がい者の自立の促進につながっています。

本市においては、障がい者のスポーツ活動の場として、運動公園・体育館等の障がい者に配慮した施設整備・改善を図ってきたところです。

また、毎年県総合運動公園で開催される「宮崎県障がい者スポーツ大会」への参加はもとより、障がいのある人もない人も一緒になって参加する「西都市さわやか福祉のつどい」を毎年開催しており、スポーツ・レクリエーションを通じて地域の人々との交流と相互理解を深めています。

今後も、より多くの障がい者が楽しめ参加できる機会や施設の整備、魅力的なプログラムづくりなどの環境づくりを、障がい者団体等との連携を図りながら継続して推進する必要があります。

【具体的取組】

①スポーツ・レクリエーションに親しめる環境、体制の整備

- ・障がい者の利用しやすい施設・設備の整備を図るとともに、障がい者団体等の活動に対し、関連施設の提供や学校施設の開放拡大に努めます。
- ・県と連携し、障がい者ニーズに適切に相談指導できる人材の養成・確保を図ります。
- ・障がい者間や一般市民との交流拡大のため、「西都市さわやか福祉のつどい」の充実に努めます。
- ・全国及び県の障がい者スポーツ大会への参加、民間団体が行う各種のスポーツ行事を支援します。

②芸術文化活動への参加促進のための環境、支援体制の整備

- ・市や民間団体等が行う芸術文化活動の公演・展示等において、手話奉仕員等の配置、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮に努めます。

③障がい者に配慮した文化振興施策の充実

- ・障がい特性や障がい者ニーズに対応した芸術文化活動に対して、各種講座の開催に努めます。
- ・障がい者の芸術文化活動の発表の場として、また、市民の障がい者に対する理解や認識を深める場として、絵画、書道、手工芸等の作品展の開催支援に努めます。

(3) 資質の高い専門職種の養成・確保

【現状と課題】

障がい者の福祉サービスにおけるニーズも多様化してきています。

サービス提供を行う事業所をはじめ、支援を行う職員等については、その専門性や質の高い支援を行うための更なるスキルアップが求められます。

また、市民によるボランティア活動の展開により、障がいについての理解が深まり、地域活動の輪に広がり生まれることから、積極的にボランティア活動に参加できる体制づくりも必要となっています。

今後において、障がい者福祉の円滑な推進を図るために福祉分野における人材育成と人員の確保が重要であることから、人材の養成・確保を継続的に進めます。

【具体的取組】

①専門従事者の育成・確保

- ・行政の専門職員を含め、障害福祉サービス提供事業所など、専門的知識を有する職員、従事者の人材育成と人員確保に努めます。
- ・福祉サービス従事者を含め保健・医療など各専門分野の職員等には、スキルアップにつながるよう研修会等の受講を促し、更なる障がいに対する認識や理解を深め、支援技術の向上に努めます。

②地域で支える担い手の確保

- ・障がい者の生活を支援する上で欠かすことのできない、手話等の専門的な技術を有する人材の養成・確保について、県との役割分担を図りながら取り組みます。
- ・各種事業の実施や各団体などの取組を通し、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、市民の活動への参加を促します。
- ・各種福祉分野に携わる人材に対し、障がい分野の理解を深める研修を検討し、移動支援・コミュニケーション支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。

4 健やかに暮らせるための保健・医療の充実

母子保健事業の健康診査等を通じた障がいの早期発見・発生予防に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実し、ライフステージに応じた適切な治療や指導、訓練による障がいの軽減や自立支援のためのリハビリテーションの充実を図ります。

また、生活習慣病の予防と早期発見等のため、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業の充実に努めます。

さらには、難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉の連携に努めます。

(1) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

健康で安心して暮らせる地域環境づくりには、健康の維持と自立を支援する保健・医療の充実が必要です。保健・医療・医学的リハビリテーションのサービスの充実を図ることで、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行い、障がいの予防、軽減を図ることが大事です。

本市においては、障がい者の身体的更生を支援するため、更生医療の給付を行っているほか、重度の心身障がい者に対する医療費助成を実施し、障がい者の健康の保持・増進と併せて、経済的負担の軽減に努めています。

今後もこれらの保健事業を中心に、医療・福祉の連携を図りつつ、障がい者を含む市民の疾病予防・早期発見などの健康づくりを支援していくことが必要です。

【具体的取組】

①障がい者に対する適切な保健サービスの提供

- ・障がい者の健康の保持・増進、精神疾患及び特定疾患に対する保健サービスについては、医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの充実に努めます。
- ・保健所、市保健センターにおいて、障がい児の発達について相談・指導に努めます。
- ・健康診査や相談、指導を充実し、障がいの早期発見・早期対応に努め、障がいの予防、軽減への取組を図ります。

②障がいに対する医療・医学的リハビリテーションの充実

- ・治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障がいについては、関係機関との連携を図りながら、適切な医療、医学的リハビリテーションの提供の確保に努めます。
- ・発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、身近な地域で必要な療育や相談・指導が受けられるよう、福祉サービス事業所の充実を促進します。また、保健・医療・福祉・教育などの関係

機関や団体、地域住民等の連携により、地域における早期療育のネットワーク化の充実を図ります。

- ・障がいの軽減・補完のため、更生医療及び重度障害者の医療費の助成、更生相談、補装具の給付・修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。

③保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

- ・関係機関の連携の下に、各種行政保健サービスや医療サービスの提供機関等の情報を集約し、市広報やホームページ等を通じ、障がい者及び家族にわかりやすく提供します。

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

【現状と課題】

障がいの発生をできるだけ早く発見し、早期の治療と訓練を行うことは、障がいの軽減と重度化防止を図るうえで大変重要なことです。

妊娠届出時や両親学級時に母体の健康管理や、安全な分娩について意識の啓発を図り、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の各健康診査で障がいの早期発見に努めています。

また、健診後の支援として、発達相談や保育所等訪問を行っています。

さらには、特定健康診査及び人間ドック受診者のうち要指導者に対し保健師、管理栄養士、看護師が生活習慣の行動変容のための支援を実施し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防にも取り組んでいます。

今後、発達面での支援が必要な子供の健診後の受け皿が少なく、支援に苦慮していることから、医療機関、療育機関等とのネットワーク体制の充実が必要です。

また、特定健診の受診率及びリピーター率が低いことから、未受診者への受診勧奨を積極的に取り組むとともに、満足度の高い健診とする必要があります。

【具体的取組】

①障がいの早期発見・早期対応

- ・妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障がいの早期発見に努めます。
- ・妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査の充実を図るとともに、新生児や乳幼児に対する健康診査やスクリーニング検査等の適切な実施に努めます。
- ・障がい発生の危険性が高い疾病の予防のための日常生活等の意識啓発・行動変容ができるような健康教育・相談の実施に努めるとともに、学校における健康診断など各種の健康保健対策の一層の充実を図ります。
- ・健康診査等において障がい疑われた場合は、関係機関との連携を図りながら、早期の適切な療育の提供や、家族への助言・指導等についての支援体制づくりを推進し、障がいの緩和を図ります。

②民生委員・児童委員、保育士等との協力による障がいの早期把握

- ・地域を担当する保健師を中心に、民生委員・児童委員、保育士などが、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療機関との連携を図りながら、障がいの早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制づくりを推進します。

(3) 精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

精神障がい者への対応は、入院医療中心から地域社会でのケアへと、共生社会実現の促進のための理念が加えられています。また、精神障がい者の早期治療の促進、社会参加及び社会経済活動への参加を促進するなど、総合的な視点で働きかけることが求められています。

本市においては、精神障がい者の相談にも応じるとともに、必要に応じ、保健所などの関係機関と連携を図っています。

精神障がい者の多くは、地域での生活を望んでおり、当事者や家族の活動に対しての支援、障がいに対する差別や偏見を解消するための啓発活動が必要です。

精神障がい者への支援は、突発的であることも多く、また 1 ケースに対する時間を多く要しスタッフの精神的負担も大きいことから、医療機関や専門的相談機関との連携をより図ることが必要です。

また、地域生活への移行の受入体制、地域生活を継続するための支援体制について、医療機関、福祉サービス事業所、保健所などとの連携の強化に努める必要があります。

【具体的取組】

①心の健康づくり

- ・関係機関と連携して、心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会・提供の充実を図るとともに、心の健康づくりや自殺予防、精神障がいなどに関する啓発・広報に取り組みます。
- ・うつ病や老人性疾患の予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ・保健所、精神保健福祉センター、医療機関との連携を図り、情報交換を緊密にしつつ、障がい者及びその家族への生活支援に努めます。

②精神疾患の早期発見・治療

- ・精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発の推進、相談・訪問指導等の充実により、心の病気の早期発見・早期治療を図ります。

③地域移行への支援体制の強化

- ・長期にわたり入院している障がい者などが、地域で自分らしい生活を送れるように相談支援を充実させるほか、医療機関や福祉サービス事業所、保健所などの関係機関との連携を強化し、生活基盤となる地域資源の検討など地域生活移行の受入体制づくりに努めます。

④差別・偏見の解消と人権擁護

- 精神障がい者に対する差別や偏見を解消し、社会参加を促進するため、障がい者との交流会等の開催を通じて、精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

5 子どもたちのニーズに応じた療育・教育の推進

障がいのある乳幼児は早期から個々の状態にあった療育が必要です。

小学校及び特別支援学校への就学を見据え、乳幼児期から保育所や幼稚園や医療機関などの関連機関と連携し、障がい児の支援・充実に努めます。

障がいのある児童・生徒に対しては、個々の障がいの程度にあった教育、進路指導などが必要となることから、障がいのある児童・生徒の家族との連携に努め、児童・生徒のニーズにあった教育の提供を図ります。

また、発達障がいを含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、各関係機関等の連携により全ての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターの配置や教職員への研修を支援し、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

(1) 療育の充実

【現状と課題】

発達の遅れや障がいのある子どもの成長においては、その障がいなどの特性に配慮した適切な医療や保育・教育の提供が必要です。

障がいの早期発見につなげる健診等の充実や保護者への情報提供をはじめ、保健・医療機関との連携を図り、発見から適切な対応が実施できるよう、相談・支援体制の充実に努めています。

今後、乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援が必要であり、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する一貫した相談支援体制が必要です。

また、障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育・教育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育・保育体制の充実に努める必要があります。

【具体的取組】

①乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫した相談支援体制の充実

- ・乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、保健所や教育委員会等の関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫した相談支援体制の充実に努めます。

②保育所・幼稚園での受け入れ体制の整備

- ・保育所・幼稚園での障がいのある子どもの受入れを促進するとともに、保育士、幼稚園教諭の研修実施等により、就学前教育の充実に努めます。
- ・障害のある子どもを受け入れる保育所について、職員の加配や補助金の交付により受入れ体制の整備に努めます。

③発達障がいなどへの適切な支援

- ・発達障がいなどに対する理解を促進するため、発達障がいに関する情報提供・啓発に取り組みます。
- ・保育所、幼稚園、学校などの保育士、幼稚園教諭等に対して、発達障がいなどに関する研修の実施に努めます。

(2) 学校教育の充実

【現状と課題】

市内の小学校においては、7学校15学級、中学校においては、5学校7学級の特別支援学級を設置し専門的な教育を行っています。

また、妻北小学校に言語と情緒、妻南小学校に学習障害(LD)・注意欠陥／多動性障害(ADHD)の通級指導教室を開設しており、自校・他校の児童が通級しています。また、重度の障がいのある児童生徒については、県立の特別支援学校に通学しています。

市内の小中学校では、「特別支援教育コーディネーター」が養成され、児童生徒や保護者の相談に応じ、適切な教育支援を行い、校内外の連絡調整を行っています。また、障がいのある児童生徒が安全で安心な学校生活を送るために、学校生活介助員の派遣を行っています。

年長児の希望者を対象に就学相談を実施し、障がいのある幼児の実態を把握し、保護者との連携を図っています。また、西都市幼保小連携協議会を設け、小1プロブレムの解消及び個別に配慮を要する幼児のスムーズな就学を目指す等、保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続を図る体制の整備を行っています。

近年、障がいのある子どもを地域の学校に就学させ、地元で育てたいという保護者の希望が増えています。障がいのある児童生徒の教育を行ううえで大切なことは、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築に努めていくことです。

これからの学校教育においては、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行う「特別支援教育」を充実し、合理的配慮の提供に努めていく必要があります。

今後、「特別支援教育」を推進するために、障がいの多様化、重複化に対応した専門的な指導力の養成、また、通常の学級に在籍する学習障害(LD)等発達障害の児童生徒の実態と教育的ニーズの把握、また教育的支援を行うための教育・福祉・医療の専門機関との連携等が求められます。

【具体的取組】

①障がいのある児童生徒に対する教育の充実

- ・特別支援学級・通級指導教室の充実に努めるとともに、合理的配慮の提供として障がいの実態に即した言語、情緒等の指導を工夫・改善し、効果を高めます。
- ・障がいのある児童生徒の実態を把握し、適正な就学相談を行います。重度化・重複した障がいについては、医療及び福祉の関係機関と連携しながら適切な支援に努めます。
- ・通常の学級に在籍する学習障害(LD)・注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた教育的支援(合理的配慮)を積極的に行います。

- ・障がいのある児童生徒の安全で安心な学校生活を支援します。
- ・障がいのある子どもが「生きる力」を身に付け、豊かな日常生活を送ることができるようにするため、教職員の資質の向上のための特別支援教育に関する研修を行います。
- ・障がいの有無にかかわらず互いの個性と人権を尊重し、支えあいながら生活する共生社会を構築するために、全ての児童・生徒が障がいを正しく理解し、差別意識や偏見を持たない共生社会の一員となるような教育を推進します。

②教育施設の整備充実

- ・障がいのある児童生徒の学校生活のために必要な施設の整備充実に努めます。

6 自立・社会参加のための雇用・就業機会の確保

障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であることから、障がい者の雇用促進についての一層の啓発広報に努めるとともに、各種雇用援護制度の活用や障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制の充実及び職業訓練等の充実に努めます。

また、障がい者が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を確保するとともに、一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援事業を推進します。

(1) 総合的な就労の支援

【現状と課題】

障がい者の就労については、雇用の場が限られ、また障がいの理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

就労は障がい者の自立にとって重要な要素であり、働く意欲のある障がい者が、一般就労に結びつくような環境づくりが必要です。

障がい者の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

本市は、職員採用試験において、障がい者採用枠を設けているとともに、企業に対し、企業立地促進条例に基づいて、障がい者の雇用の際、雇用奨励金の増額支給を行っています。

今後、障がい者の就労の実現を図るため、企業・事業所に対して、障害者基本法や障害者雇用促進法における雇用上での合理的配慮の概念などの周知を図るとともに、障がい者や企業・事業所に対し、就労や雇い入れに向けたきめ細やかな支援が必要です。

さらには、職業訓練、就労先の拡大や情報提供だけでなく、就職後のフォローとして、職場定着支援が必要です。

また、離職者が再就職を目指すための相談支援、職業訓練の強化も求められます。

【具体的取組】

①障がい者の雇用の場の拡大

- ・「障害者雇用率制度」を中心として、公共職業安定所や宮崎障害者雇用支援センターとの連携を強化しつつ、各種雇用支援制度の周知、活用を努め、障がい者雇用の一層の促進を図ります。
- ・たかなべ障害者就業・生活支援センターの活用を促進するとともに、就労移行支援事業所の推進、トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）や職場適応訓練の活用などにより雇用への移行を図り

ます。

- 一般就労を目指して訓練を行う場として、就労移行支援事業の充実を図るとともに、就労支援事業所でのジョブコーチなどの活用を推進します。
- 障がいの特性や状況に即した多様な就業支援・就業形態に対応するため、通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

②雇用の場における障がい者の人権擁護

- 企業等において雇用差別など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないよう、その啓発に努めます。

（２）多様な就業機会の確保

【現状と課題】

働く意欲はあるにもかかわらず、重度の障がい者等にとって一般企業への就労が困難な場合もあります。しかし、働くことを通しての自己の実現と、社会の一員として地域に貢献したいという思いは、誰にも共通したものであります。

雇用が困難な障がい者、特に知的障がい者や精神障がい者に対して、その適性と能力を生かした就労機会の確保を図り、社会的自立と参加を促す仕組みづくりが、これまでに増して求められています。

本市においては、清水台通所センターにおいて、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型のサービスが一カ所にて提供されていますが、就労継続支援Ａ型の事業所がないことから、市外の事業所を利用しなければならず、送迎への対応等もあって選択肢が限られている状況です。

就労意欲がある障がい者に対し、継続した職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるよう、就労移行支援及び就労継続支援の充実が必要です。

また、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう支援が必要です。

さらには、福祉的就労の場の仕事内容の充実を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスを優先的に購入（調達）し、工賃の引き上げにつながるよう支援が必要です。

【具体的取組】

①障がい特性に応じた就労の場の整備・充実

- ・一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援（就労継続支援）します。
- ・一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援（就労移行支援）します。
- ・一般就労が困難な障がい者の就労の場の確保を図るため、既存施設の充実を促進するとともに、近隣市町村や企業等と連携しながら、障がい特性に対応した就労の場の充実を図ります。

②社会復帰の支援

- ・就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に対し、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。

7 安全で人に優しい生活基盤の整備充実

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障がい者等全ての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

また、障がい者が犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯・安全対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に推進するとともに、消費者被害防止対策の充実を図ります。

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

【現状と課題】

障がい者や高齢者等が住み慣れた地域社会で、自立した生活をし、積極的に社会参加できるまちづくりを進めていくためには、誰もが利用しやすい公共建築物、公共交通機関、道路、公園等の生活基盤の環境整備を進めることが必要です。

本市においては、公共施設でのスロープや障がい者用トイレの設置、歩道での段差解消、視覚障がい者用床材の敷設など障がい者や高齢者に配慮した生活環境の基盤整備に努めてきました。

障がい者だけでなく高齢者や小さな子ども連れの方など全ての市民を対象に「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいて、人にやさしいまちづくりを進める必要があります。また、このようなまちづくりを進めるためには、行政のみにとどまらず、市民、民間事業者相互が連携したハード・ソフト両面からの一体的な取組が不可欠となります。

このようなことから、今後は、民間事業者を含めた市民一人ひとりに福祉のまちづくりが浸透するよう、各種の啓発・市広報に取り組む必要があります。

【具体的取組】

①福祉のまちづくりについての周知・広報の推進

- ・講演会や研修会の開催、市広報やホームページへの掲載、ボランティア活動の促進、福祉教育の充実等を通じて、思いやりの心の醸成やバリアフリー化、ユニバーサルデザインに対する意識の高揚を図るなど、福祉のまちづくりに向けた各種の啓発・広報に取り組みます。

(2) 公共的施設のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

公共建築物等の新築については、「バリアフリー新法」及び県条例「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づいて整備を進めています。また、既存施設についても、スロープの設置や障がい者用トイレの設置などの改修を行っていますが、障がいや障がい者のニーズに応じた施設整備が課題です。

市営住宅については、現在、21 団地 1,007 戸を管理していますが、特別に障がい者用、高齢者用として位置づけている住宅はありません。

しかしながら、市営住宅の建替えにあたっては、階段や通路等の共用部分にはスロープや手すりを設置し、住宅内においては床の段差解消、壁はいつでも手すりが設置できるよう下地を設けるなどバリアフリー仕様とし、障がい者等に配慮した整備を進めてきました。

市営住宅においても高齢化が進んでおり、今後さらに高齢者や障がい者の生活に適した住宅のニーズが高まることが想定されることから、既存住宅の住戸改善によるバリアフリー化を計画的に検討する必要があります。

【具体的取組】

①公共的施設のバリアフリー化の推進

- ・「バリアフリー新法」、県条例「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい特性や障がい者のニーズに対応するとともに、全ての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を図ります。

②市営住宅のバリアフリー化の推進

- ・市営住宅については、西都市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、既存住宅の障がい者に対応した住戸改善に努めます。

（３）公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

公共施設や公共交通機関の障害物をなくすことは、障がい者の自立と社会生活への参加を促すために重要な課題です。

また、市民全体の障がいや障がい者に対する理解も必要であり、ハード・ソフトの両面にわたり整備していく必要があります。

本市では、平成 16 年 6 月に策定された『西都市都市計画マスタープラン』により公共施設の整備に関する基本方針を掲げ、その中の『福祉・文化のまちづくりの方針』に基づき、障がい者等に配慮して段差解消や誘導ブロック等の設置により、安全で安心な都市環境の形成を推進しています。

また、平成 24 年 12 月に制定された『西都市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例』や『西都市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例』により、具体的な基準を設けています。

本市において、バスは貴重な公共交通機関であり、高齢者や障がい者が自分の力で移動し行動できるように、コミュニティバスの導入など運行区域の拡充を図り、移動手段の確保に努めています。

今後においても、障がい者が自分の力で移動し、行動できるよう、公共交通機関の環境改善、路線の確保等を促進するとともに、安全な移動の確保のため歩行を妨げる電柱や車止めの移設・排除等を行う必要があります。

【具体的取組】

①歩行空間の整備

- ・市内の道路環境の状況について、点検や市民の声により、把握・確認・検討を行うとともに、安全な歩行空間が確保できるよう、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、誘導ラインや点字ブロックの設置など、道路環境の改善を推進します。
- ・道路の移動円滑化整備ガイドライン等に基づき、歩道拡幅や段差切り下げ、フラット形式の歩道設置、視覚障がい者用床材敷設等の整備を引き続き推進し、市街地内を円滑に通行できる歩行空間のネットワーク化を図ります。
- ・安全な移動の確保のため歩行を妨げる電柱や車止め、看板等の移設・排除に努めるとともに、電線・電話線の地中化の検討を行います。

②公共交通機関の整備促進

- ・西都市コミュニティバス導入計画の基本方針に基づき、現在の路線の効率化を図り、費用等のバランスを考えながら交通空白・不便地域での移動手段の確保を図っていきます。

③移動ニーズへの支援対策の充実

- ・屋外での移動が困難な障がい者等の外出支援を行うため、地域生活支援事業における移動支援事業の周知とその活用促進を図ります。
- ・身体障がい者の自動車運転免許取得及び自動車改造に対する助成制度や、障がい者に対する交通機関の運賃割引制度の周知とその活用促進を図ります。
- ・公共施設や民間施設において、障がい者用駐車場の確保や車いすの貸し出しの充実を図ります。

（４）防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

障がい者等の避難行動要支援者が地域で安心して暮らしていくためには、風水害、土砂災害、地震、火災といった災害や事故から守るための地域ぐるみの防災・防犯対策が必要です。

本市においては、「西都市地域防災計画」に基づいて、災害発生時における障がい者への情報伝達、避難、避難誘導などに関する体制整備に努めています。

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に対する避難行動支援に関する取組（「避難行動要支援者の名簿の作成、更新及び情報の共有」「避難行動要支援者に対する情報伝達、避難支援、安否確認」など）が求められています。

今後は、地域における障がい者等の状況を的確に把握し、関係者間で情報の共有を図るとともに、障がい者に対する情報伝達手段や地域ぐるみの避難誘導體制の整備、防災に関する啓発・広報活動を推進する必要があります。

特に一人暮らしや重度の障がい者など行動に制約がある要援護者には、消費生活や防犯に関する必要な情報提供など、支援体制の充実を図る必要があります。

障がい者が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、関係機関、団体及び住民等の連携による防犯体制の確立・強化を図り、障がい者の状況等に応じた防犯対策を講じられるよう支援します。

【具体的取組】

①防災対策

- ・「西都市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、障がい者等の避難行動要支援者の避難・誘導等に関する体制の強化、防災訓練、災害情報に関する啓発・広報活動の充実に努めます。
- ・避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等による地域ぐるみの避難協力体制の強化に努めます。
- ・消防法等の関係法令に則り、障がい者福祉施設等への消防設備の設置及び点検、避難・通報訓練の指導助言、また、個人住宅については、住宅用防災機器（住宅用火災警報器）の設置の普及啓発に努めます。
- ・ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の取り扱いを含めた救命講習会の充実、各種公衆出入場所、障がい者福祉施設等への積極的な設置の啓発に努めます。
- ・障がい者の方が災害時要援護者システムへ積極的に登録していただくことにより、災害時にあって、消防団を中核とした避難・誘導が円滑に行えるよう、関係機関との連携強化に努めます。

②防犯対策

- ・障がい者が安全で安心して暮らせるよう、警察や地域安全協会及び自主防犯組織等と連携し、障がい者に対して防犯知識の普及、啓発を図ります。
- ・障がい者が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談等について関係機関、関係団体との連携を図り、情報提供、助言等きめ細かな相談対応を推進します。

③交通安全対策

- ・障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、障がい者に対し、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、交通安全に必要な技能及び知識の習得を目的とした、きめ細かい交通安全教育の推進に努めます。
- ・字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努めます。
- ・自立歩行ができない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等の開催を検討します。

(5) 情報化の推進とコミュニケーションの支援

【現状と課題】

視覚や聴覚、言語障がいなど、様々な障がい者の自立と社会参加のためには、多様で円滑なコミュニケーション手段の確保と情報を得るための支援が不可欠です。

障がい者の意思疎通を支援する人材の養成・派遣や、災害などの非常事態の場合に障がい者の安全確保に必要な情報を的確に伝えるための取組など、障がい者の情報利用におけるバリアフリー化の推進を図ることが求められています。

本市では、ボランティアグループにより、市のお知らせなどを録音テープに吹き込み、声の広報として届ける活動や聴覚障がい者に対して円滑なコミュニケーションを図るため、手話奉仕員の養成・派遣などにより、障がい者の情報取得の機会拡大に取り組んできましたが、今後もさらなる取り組みの推進が必要です。

また、障がい者の情報取得や意思疎通の手段として、ICT（情報通信技術）やタブレット端末、携帯電話などの電子情報機器は有効な手段であることから、情報バリアフリーの一環として、有効活用するための環境づくりや支援の検討も必要です。

【具体的取組】

①コミュニケーション支援体制の充実

- ・障がい者が生活に必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるよう、障がいの特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。
- ・社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体等と協力し、コミュニケーション支援を必要とする視覚・聴覚障がい者に対する手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成・確保に努めるとともに、これらの派遣体制の整備を図ります。
- ・聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用ポータブルレコーダーなど、日常生活用具給付事業の周知を図ります。
- ・手話講習会等の開催充実により、市民の手話に対する理解と協力を促進します。

②障がい特性に対応した情報提供の充実

- ・点字、音声、字幕などによる視覚・聴覚障がい者に対応した情報提供の充実を図ります。また、公共施設等における障がい特性に対応した誘導・案内表示の充実を図ります。
- ・災害発生時に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

- ・市立図書館の録音図書など資料の充実を図ります。
- ・講演会等の開催にあたっては、手話奉仕員等の積極的な活用を図ります。
- ・市広報やホームページ等を活用して、公共施設、障がい者用トイレ・駐車場等のバリアフリー施設、ボランティア情報などの情報提供に努めます。

③情報バリアフリー化の推進

- ・障がい者がＩＣＴ（情報通信技術）に親しみ、積極的に情報を入手して社会参加できるよう、障がい者を対象とするパソコン及びインターネット利用の研修・講習会の開催について検討します。
- ・障がい者が情報通信機器を使用する際に必要となる周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等の給付制度の周知を通じ、障がい者のＩＣＴ（情報通信技術）利用を促進します。

第 5 章 第 4 期障害福祉計画

第5章 第4期障害福祉計画

障害者自立支援法のおもな改正点

- ① 障がい者の範囲の見直し（平成 22 年 12 月 10 日施行）
 - ・発達障がいも対象に含める。
- ② 地域における自立した生活のための支援の充実（平成 23 年 10 月 1 日施行）
 - ・グループホーム・ケアホーム利用時の助成を創設。
 - ・重度の視覚障がい者の移動支援サービスを創設。
- ③ 利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月 1 日施行）
 - ・サービス利用にかかる費用は原則として応能負担とする。
 - ・サービスと補装具の利用者負担を合算して負担を軽減する。
- ④ 相談支援の充実（平成 24 年 4 月 1 日施行）
 - ・市町村に相談支援センターを設置するなど、相談支援体制を強化する。
 - ・支給決定プロセスの見直し、利用計画作成の対象者の大幅な拡大を行う。
- ⑤ 障がい児支援の強化（平成 24 年 4 月 1 日施行）
 - ・施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行するなど、児童福祉法に基づき地域での支援を充実させる。
 - ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を創設。
 - ・在園期間の延長措置を見直す。

障害者総合支援法の基本理念の概要

- 1 全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。
- 2 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
- 3 可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会が確保されること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁の除去。

障害者総合支援法のポイント

ポイント1 障がい者の範囲の見直し（平成 25 年 4 月施行）

制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者の定義に新たに、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」を加えました。これにより、難病患者等で病状の変動などにより身体障害者手帳を取得できない一定の障がいのある人も障害福祉サービス等の対象になります。

ポイント2 障害程度区分を障害支援区分に変更（平成 26 年 4 月施行）

障がいの程度（重さ）ではなく、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分であることを明確にするために、障害程度区分から障害支援区分に名称を変更します。また、知的障がい者・精神障がい者の区分認定について適切な配慮や必要な措置を講ずるものとします。

ポイント3 重度訪問介護の対象を拡大（平成 26 年 4 月施行）

これまで重度訪問介護の対象は肢体不自由者だけでしたが、「重度の肢体不自由者その他の障がい者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」と変更しました。これにより、重度の知的障がい者・精神障がい者が対象に加わります。

ポイント4 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

（平成 26 年 4 月施行）

今後、介護が必要な障がい者のグループホームへの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれています。また、これまで介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホームとケアホームの2つの事業所指定が必要でした。こうした背景を踏まえ、共同生活を行う住居でのケアを柔軟に行えるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化し、グループホームで、日常生活上の相談に加え、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を提供できるようになります。

ポイント5 地域移行支援の対象を拡大（平成 26 年 4 月施行）

これまで地域移行支援の対象は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者でしたが、「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を加えました。対象となる人の具体的な範囲については、保護施設・矯正施設等を退所する障がい者も対象となりました。

ポイント6 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月施行）

地域生活支援事業に、①障がい者の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修・啓発、②障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動の支援、③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④意思疎通支援を行う者の養成が加わりました。これにより、地域社会への働きかけの強化、地域における自発的な取組の支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化をめざします。

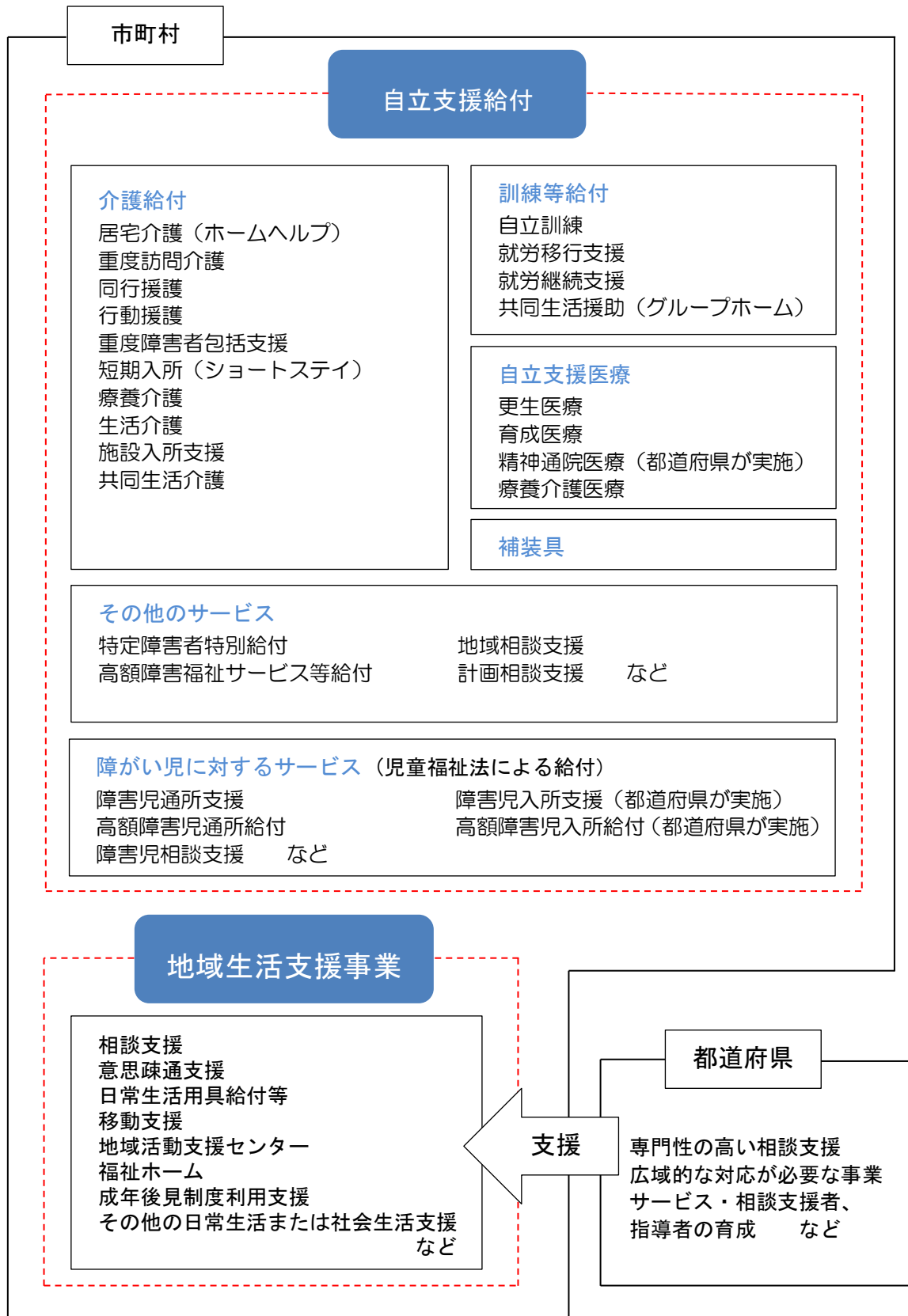
ポイント7 サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月施行）

国が定める基本方針、市町村（都道府県）が定める障害福祉計画に、「障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標」を必ず定めることとし、障害福祉計画には地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項なども加えました。基本方針、障害福祉計画ともに定期的な検証と見直しを行うこととし、市町村は障害福祉計画を作成するにあたって利用者ニーズなどの把握に努めることを義務づけました。また、自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて変更できるとするとともに、利用者やその家族の参画を明確化しました。

また、障がい者等の支援に関する施策を段階的に講じるため、法の施行後 3 年を目途に、以下の検討規定が盛り込まれました。

- ① 常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動の支援、障がい者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障がい者の意思決定支援の在り方、成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援の在り方

福祉サービスの体系



1 国の基本指針

国の基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、平成29年度を目標年度として、次の項目について数値目標の設定を求めています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することをめざします。
- ②平成25年度末の施設入所者数を4%以上削減することを基本とします。

(注) 1 第3期障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

2 地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅等への移行をさします。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます）を通じて、一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とします。
- ②就労移行支援事業の利用者は、平成25年度末の6割以上増加をめざします。
- ③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 福祉施設とは、次のサービスを提供する施設をいいます。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

2 第4期計画の目標値と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がい者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がい者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数58人のうち、7人(12.0%)が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者58人から3人(5.2%)減少した55人とします。

■ 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分		数 値	数 値 内 容
平成25年度末時点の施設入所者数		58人	平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害者の人数
地域生活移行者数	目標数値	7人(12.0%)	平成25年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数
削減見込	目標数値	3人(5.2%)	平成25年度末時点と比較した平成29年度末時点施設入所者数の削減見込数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活支援の推進を図るための多機能拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備が求められています。平成29年度末までに少なくとも1つの拠点等を整備することとされており、本市においては、機能を分担する「面的な体制」の整備を進める予定としています。

■ 地域生活支援拠点等の整備

項 目	数 値	数 値 内 容
目標年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1か所	平成29年度末時点までに整備した地域生活支援拠点等の数

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、5人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

■ 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目		数 値	数 値 内 容
平成24年度の一般就労移行者数		2人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成24年度に一般就労に移行した人数
目標年度の一般就労移行者数	目標数値	5人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度に一般就労に移行する人数

②就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度の就労移行支援事業利用者を 23 人とすることを目標とします。

■ 就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	数 値 内 容
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	14人	平成25年度末時点において就労支援移行支援事業を利用した人数
【目標値】 目標年度時点の就労移行支援事業の利用者数	23人	平成29年度末時点において就労移行支援事業を利用する人数

3 障害福祉サービスの見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

居宅介護

障がい者等が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする障がい者が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。

◆これまでの実績

平成 25 年度の実績についてみると、訪問系サービスの利用実績は、利用者数 51 人/月、利用延時間数 534 時間/月となっています。

■ 訪問系サービスの第3期計画と実績

(単位:1月当たりの延べ利用時間数・人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	37	38	40	51
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	632	471	663	534

◆サービスの見込量

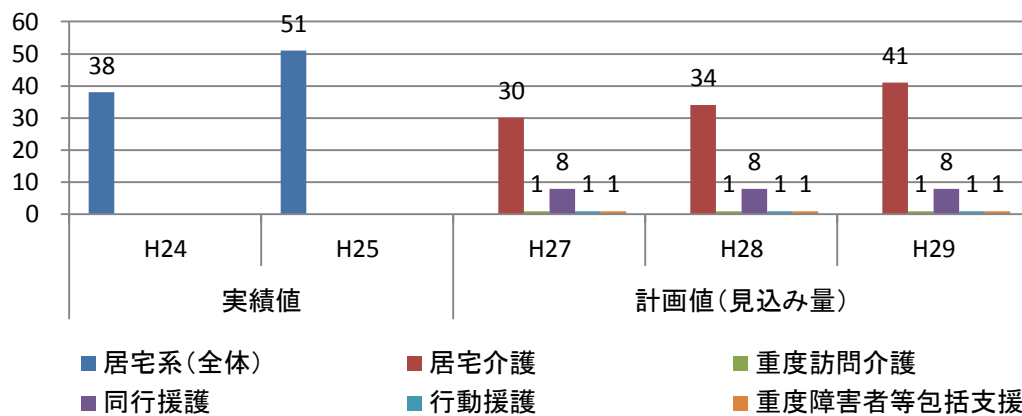
平成 29 年度における訪問系サービスの見込量は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績に基づき、利用者数 52 人/月、利用延時間数 1,087 時間/月と設定しました。

■ 訪問系サービスの見込量

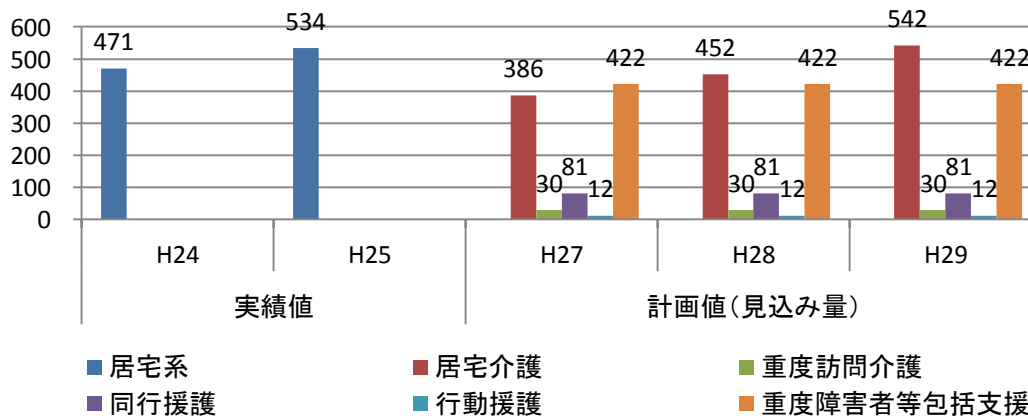
(単位:1月当たりの延べ利用時間数・人数)

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延時間数(時間/月)		時間	931	997	1,087
利用者数(人)		人	41	45	52
内 訳	居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	386	452	542
		人	30	34	41
	重度訪問介護	時間	30	30	30
		人	1	1	1
	同行援護	時間	81	81	81
		人	8	8	8
	行動援護	時間	12	12	12
		人	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間	422	422	422
		人	1	1	1

訪問系サービス 利用延人数(人/月)



訪問系サービス 利用延時間数(時間/月)



【見込量確保のための方策】

- ◇障害支援区分に応じたサービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、体制の充実を図ります。
- ◇障害福祉における人材不足を解消するため、地域の福祉資源を活用した人材育成の取り組みや事業所の積極的な参入を促し、必要なサービス量を確保します。
- ◇障がい者への支援方法に関する情報提供や研修等を通じ、ホームヘルパーの介護技術の向上を支援します。
- ◇同行援護のガイドヘルパーの育成など、サービスのさらなる質的向上を図るため、定期的な研修や研修情報の提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

◆これまでの実績（総括）

■ 日中活動系サービスの第3期計画と実績

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
生活介護	人日	1,775	1,778	1,748	1,710
	人	75	77	76	91
自立訓練(機能訓練)	人日	23	23	23	26
	人	1	1	1	2
自立訓練(生活訓練)	人日	69	69	69	41
	人	3	3	3	2
就労移行支援	人日	368	381	805	253
	人	16	17	35	23
就労継続支援(A型)	人日	115	46	299	65
	人	5	2	13	4
就労継続支援(B型)	人日	1,081	904	1,173	789
	人	47	39	51	53
療養介護	人	2	12	2	12
短期入所(ショートステイ)	人日	23	23	23	59
	人	5	7	5	15

◆サービスの見込量（総括）

■ 日中活動系サービスの見込量

（単位:1月当たりの延べ利用日数・人数）

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日	1,863	1,924	1,966
	人	93	95	98
自立訓練（機能訓練）	人日	23	23	23
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	38	38	38
	人	2	2	2
就労移行支援	人日	297	380	463
	人	15	19	23
就労継続支援（A型）	人日	84	107	126
	人	4	5	6
就労継続支援（B型）	人日	903	945	987
	人	45	47	49
療養介護	人	12	12	12
短期入所（福祉型）	人日	74	104	139
	人	12	17	23
短期入所（医療型）	人日	6	12	18
	人	1	2	3

【見込量確保のための方策】

- ◇生活介護については、今後も障がい者の日中活動の場として、必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。
- ◇緊急時の利用や医療援助などのニーズに対応したサービスが質・量共に確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。
- ◇障がい者本人に対するアセスメントを的確に行い、就労や介護、生活能力の向上、さらには、家族支援を図るためのサービスの充実に努めます。
- ◇利用者がサービスを適切に選択・利用できるための情報提供や移動手段の確保を働きかけます。

①生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がい者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。

◆これまでの実績

生活介護における平成 25 年度の利用者数は 91 人/月、利用延日数は 1,710 人日/月となっており、第3期計画を利用者は上回っています。

■ 生活介護の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利 用 延 日 数	人日	1,775	1,778	1,748	1,710
利 用 者 数	人	75	77	76	91

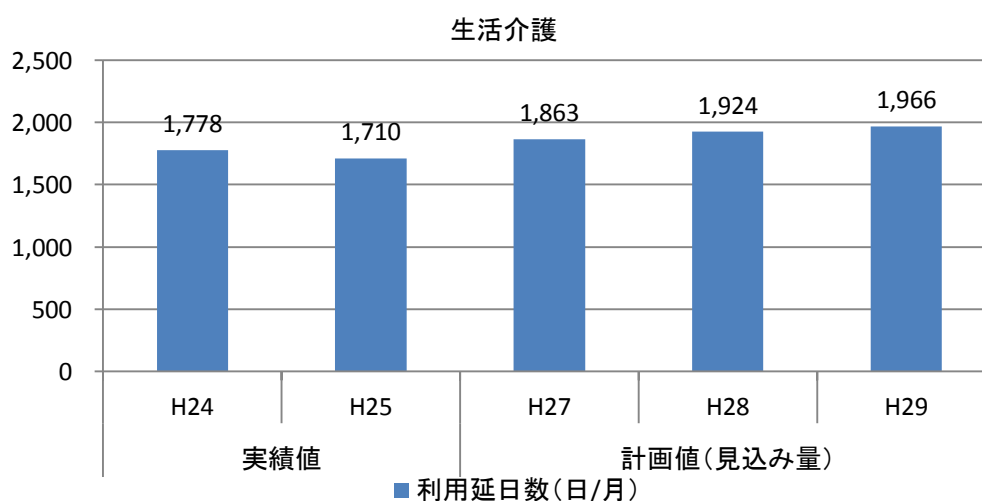
◆サービスの見込量

平成 29 年度における生活介護の見込量は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績に基づき、利用者数 98 人/月、利用延日数 1,966 人日/月と設定しました。

■ 生活介護の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	1,863	1,924	1,966
利 用 者 数	人	93	95	98



②自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がい者や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がい者が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められています。

◆これまでの実績

自立訓練（機能訓練）における平成25年度の利用者数は2人/月、利用延日数は26人日/月となっており、第3期計画を上回っています。

■ 自立訓練（機能訓練）の第3期計画と実績

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	23	23	23	26
利用者数	人	1	1	1	2

◆サービスの見込量

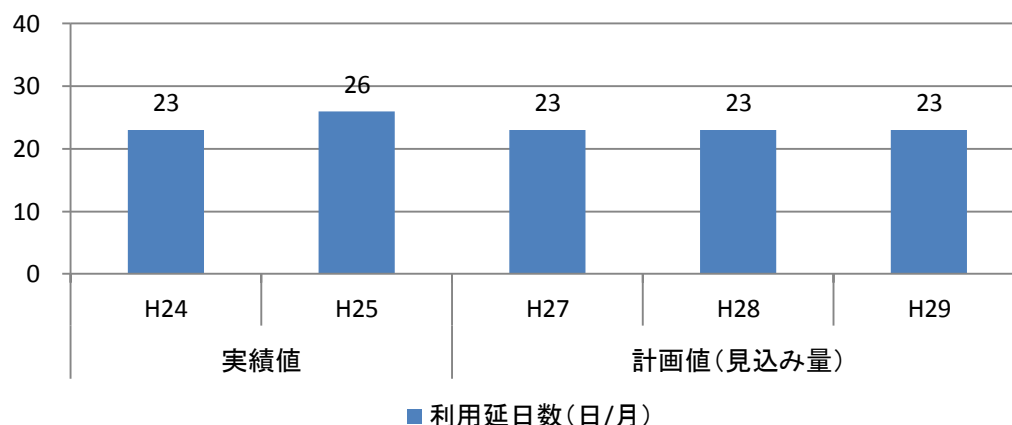
平成29年度における自立訓練（機能訓練）の見込量は、平成23年度から平成25年度の利用実績に基づき、利用者数1人/月、利用延日数1人日/月と設定しました。

■ 自立訓練（機能訓練）の見込量

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数	人日	23	23	23
利用者数	人	1	1	1

自立訓練（機能訓練）



③自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)は、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい者・精神障がい者が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスです。自立訓練(生活訓練)は、利用期限が2年間(長期間入院者等は3年間)と定められています。

◆これまでの実績

自立訓練(生活訓練)における平成25年度の利用者数は2人/月、利用延日数は41人日/月となっており、第3期計画を下回っています。

■ 自立訓練(生活訓練)の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利 用 延 日 数	人日	69	69	69	41
利 用 者 数	人	3	3	3	2

◆サービスの見込量

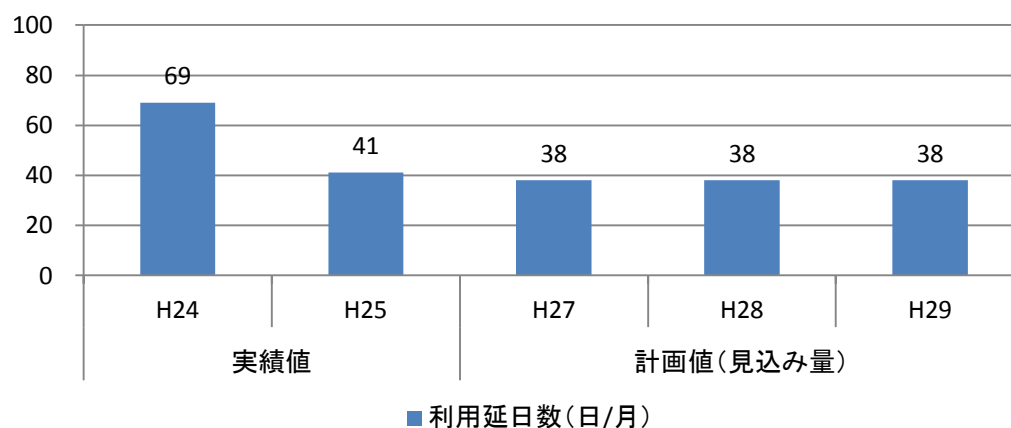
平成29年度における自立訓練(生活訓練)の見込量は、平成23年度から平成25年度の利用実績に基づき、利用者数2人/月、利用延日数38人日/月と設定しました。

■ 自立訓練(生活訓練)の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	38	38	38
利 用 者 数	人	2	2	2

自立訓練(生活訓練)



④就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

◆これまでの実績

就労移行支援における平成25年度の利用者数は15人/月、利用延日数は253人日/月となっており、第3期計画を下回っています。

■ 就労移行支援の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利 用 延 日 数	人日	368	381	805	253
利 用 者 数	人	16	17	35	15

◆サービスの見込量

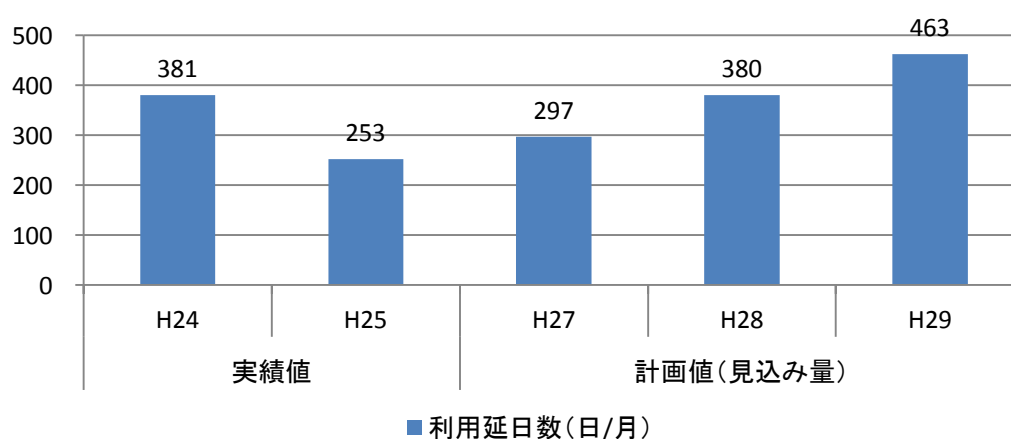
平成29年度における就労移行支援の見込量は、平成23年度から平成25年度の利用実績に基づき、利用者数23人/月、利用延日数463人日/月と設定しました。

■ 就労移行支援の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	297	380	463
利 用 者 数	人	15	19	23

就労移行支援



⑤就労継続支援A型

就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆これまでの実績

就労継続支援A型における平成25年度の利用者数は4人/月、利用延日数は65人日/月となっており、第3期計画を下回っています。

■ 就労継続支援(A型)の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	115	46	299	65
利用者数	人	5	2	13	4

◆サービスの見込量

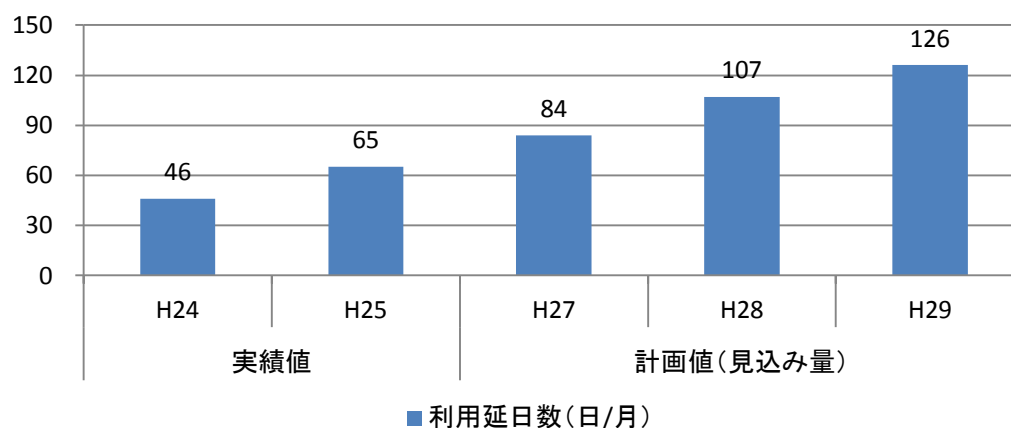
平成29年度における就労継続支援A型の見込量は、平成23年度から平成25年度の利用実績に基づき、利用者数6人/月、利用延日数126人日/月と設定しました。

■ 就労継続支援(A型)の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延日数	人日	84	107	126
利用者数	人	4	5	6

就労継続支援A型



⑥就労継続支援B型

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆これまでの実績

就労継続支援B型における平成25年度の利用者数は53人/月、利用延日数は789人日/月となっており、第3期計画を利用延日数は下回っています。

■ 就労継続支援(B型)の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利 用 延 日 数	人日	1,081	904	1,173	789
利 用 者 数	人	47	39	51	53

◆サービスの見込量

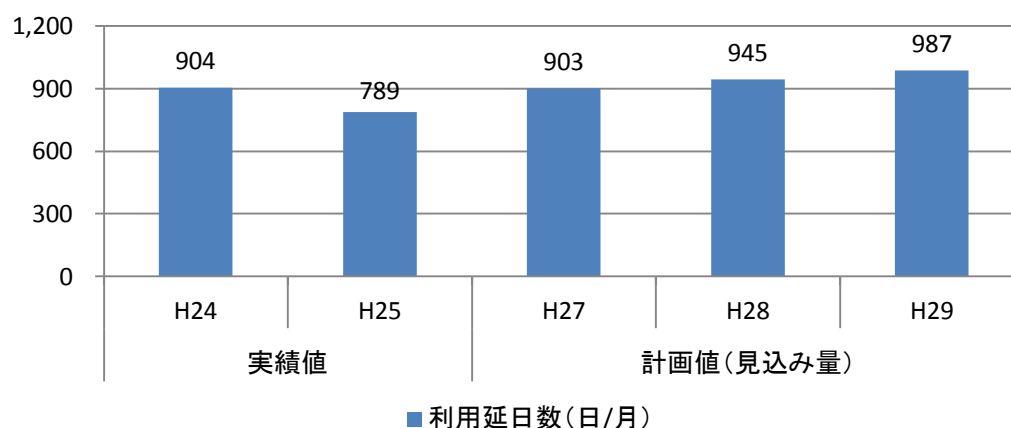
平成29年度における就労継続支援B型の見込量は、平成23年度から平成25年度の利用実績に基づき、利用者数49人/月、利用延日数987人日/月と設定しました。

■ 就労継続支援(B型)の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	903	945	987
利 用 者 数	人	45	47	49

就労継続支援B型



⑦療養介護

療養介護は、医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。

◆これまでの実績

療養介護における平成 25 年度の利用者数は 12 人/月となっており、第3期計画を上回っています。

■ 療養介護の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利 用 者 数	人	2	12	2	12

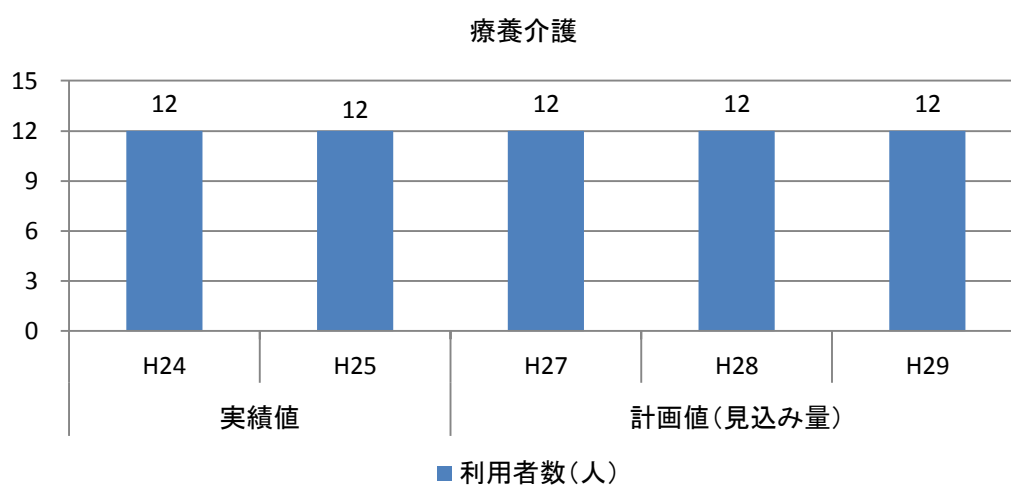
◆サービスの見込量

平成 29 年度における療養介護の見込量は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績に基づき、利用者数 12 人/月と設定しました。

■ 療養介護の見込量

(単位:1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数	人	12	12	12



⑧短期入所

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者等が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受けるサービスです。

◆これまでの実績

短期入所における平成 25 年度の利用者数は 15 人/月、利用延日数は 59 人日/月となっており、第3期計画を上回っています。

■ 短期入所の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利 用 延 日 数	人日	23	23	23	59
利 用 者 数	人	5	7	5	15

◆サービスの見込量

平成 29 年度における短期入所（福祉型）の見込量は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績に基づき、利用者数 23 人/月、利用延日数 139 人日/月と設定しました。

平成 29 年度における短期入所（医療型）の見込量は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績に基づき、利用者数 3 人/月、利用延日数 18 人日/月と設定しました。

■ 短期入所(福祉型)の見込量

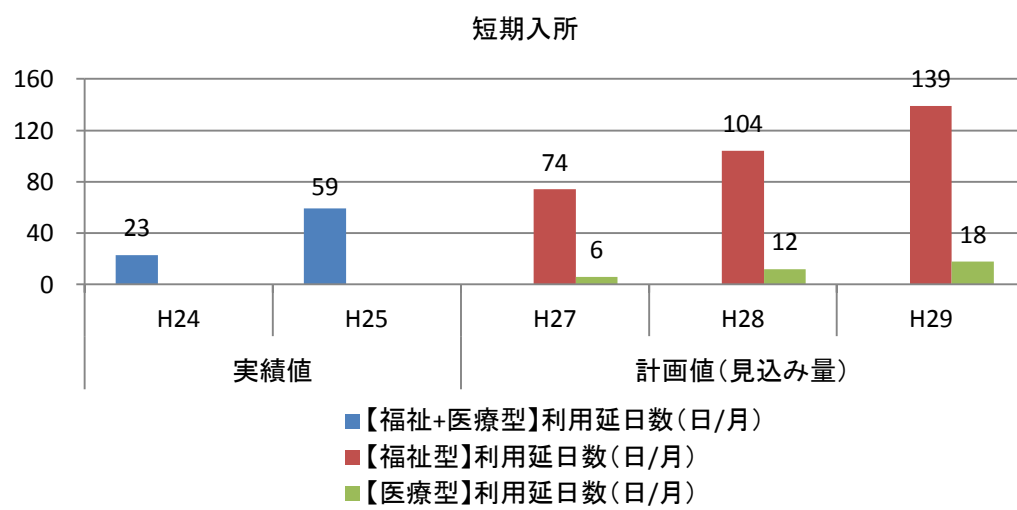
(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	74	104	139
利 用 者 数	人	12	17	23

■ 短期入所(医療型)の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	6	12	18
利 用 者 数	人	1	2	3



(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）（※共同生活介護を含む）

これまで共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)に分類されていましたが、平成 26 年 4 月 1 日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られました。グループホームは、障がい者が共同生活を行う住宅で、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

◆これまでの実績

共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)における平成 25 年度の利用者数は 34 人/月で、第3期計画と同数となっています。

■ 共同生活援助の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
グループホーム利用者数	人	30	32	34	34
ケアホーム利用者数	人				

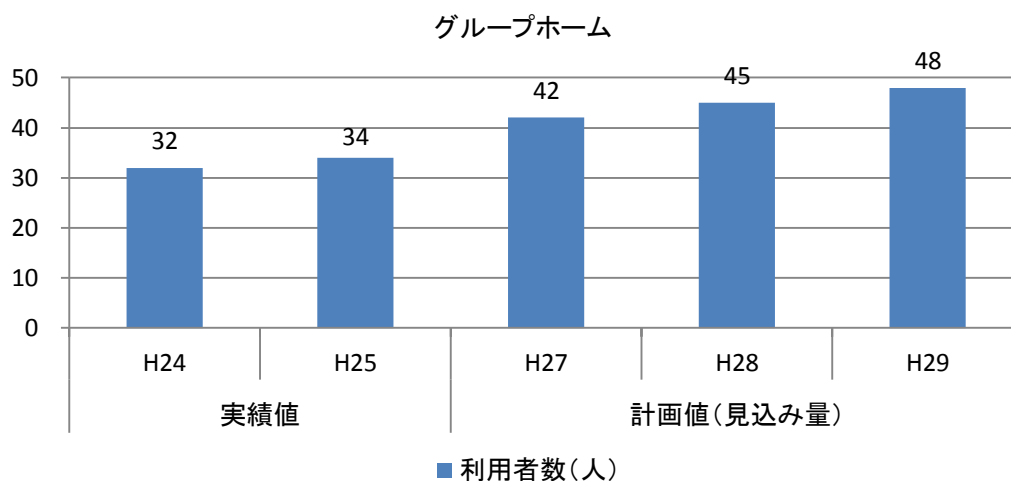
◆サービスの見込量

平成 29 年度における共同生活援助(グループホーム)の見込量は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績に基づき、利用者数 48 人/月と設定しました。

■ 共同生活援助の見込量

(単位:1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グループホーム利用者数	人	42	45	48



【見込量確保のための方策】

◇住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームのニーズを把握し、支援の充実を図ります。

②施設入所支援

施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービスです。

◆これまでの実績

施設入所支援における平成 25 年度の利用者数は 55 人/月となっており、第3期計画を上回っています。

■ 施設入所支援の第3期計画と実績

(単位:1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
利 用 者 数	人	56	54	54	55

◆サービスの見込量

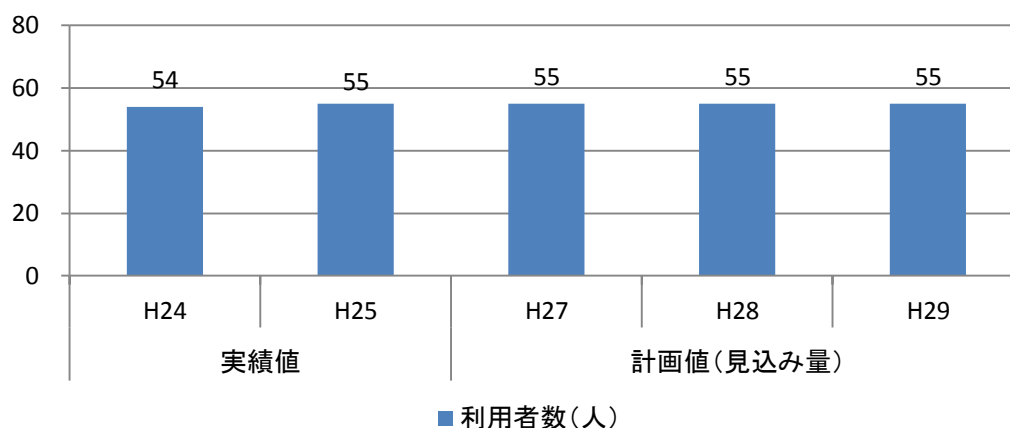
平成 29 年度における施設入所支援の見込量は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績及び国の基本方針に基づき、利用者数 55 人/月と設定しました。

■ 施設入所支援の見込量

(単位:1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数	人	55	55	55

施設入所支援



【見込量確保のための方策】

◇施設職員の資質の更なる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への参加促進を図ります。

(4) 相談支援

障がい者の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直し、地域移行支援は入所している障がい者または入院している精神障がい者の地域生活に移行するための相談等、地域定着支援は居宅等で単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援をするサービスです。

◆これまでの実績

相談支援における平成 25 年度の計画相談支援の利用者数は 18 人/月となっており、計画相談支援においては、第3期計画を上回っています。

■ 相談支援サービスの第3期計画と実績

(単位:1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成24年度		平成25年度	
		計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	47	4	58	18
地域移行支援	人	3	0	3	0
地域定着支援	人	1	0	1	0

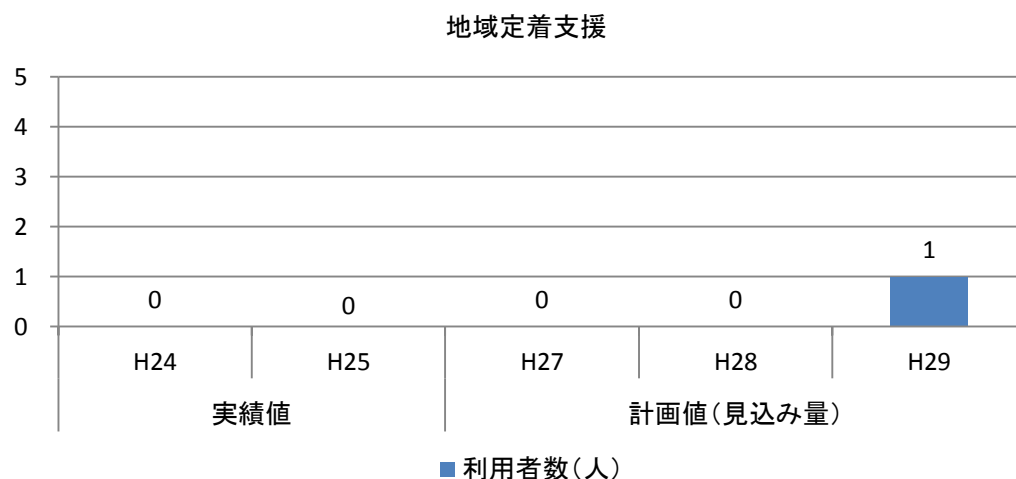
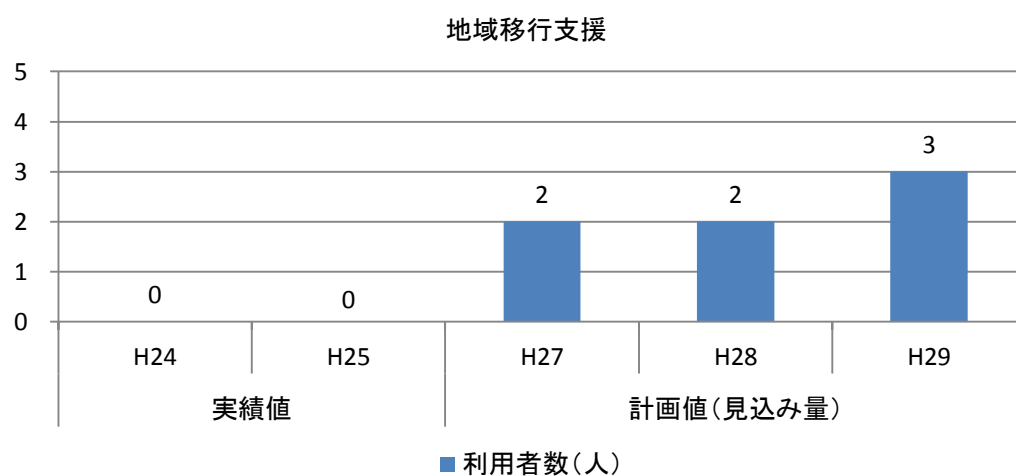
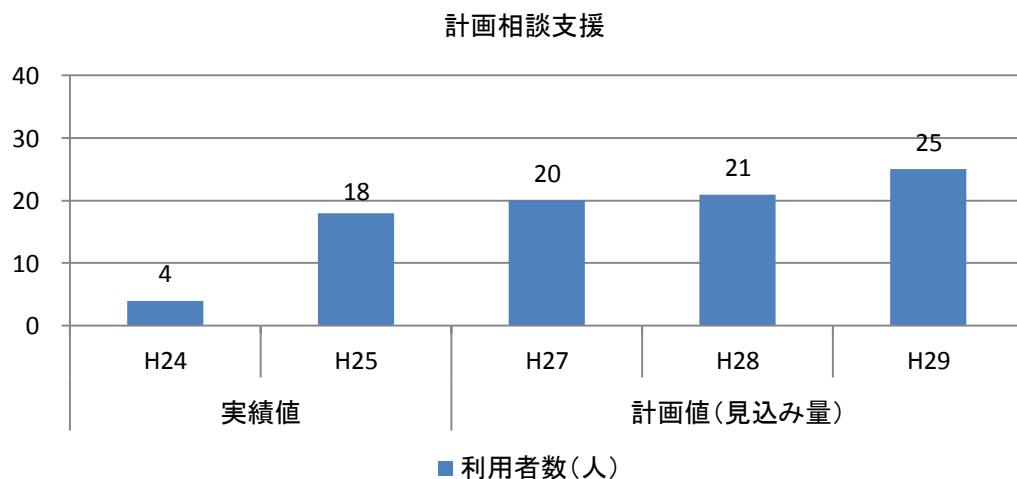
◆サービスの見込量

平成 29 年度における相談支援の見込量は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績に基づき、計画相談支援の利用者数 25 人/月、地域移行支援 3 人/月、地域定着支援 1 人/月と設定しました。

■ 相談支援サービスの見込量

(単位:1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	20	21	25
地域移行支援	人	2	2	3
地域定着支援	人	0	0	1



【見込量確保のための方策】

- ◇家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ◇障がいのある人に対する適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、研修への参加を促し、人材育成を支援します。

3 地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

(1) 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援するサービスです。

◆サービスの見込量

平成 29 年度における相談支援事業の見込量は、利用実績に基づき、障害者相談支援事業を 4 か所、成年後見制度利用支援事業を 1 か所と設定しました。

■相談支援事業の見込量

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	4
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、視覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としたサービスです。

◆サービスの見込量

平成 29 年度における意思疎通支援事業の見込量は、利用実績に基づき、30 件と設定しました。

■意思疎通支援事業の見込量

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）	件	28	29	30

(3) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としたサービスです。

◆サービスの見込量

平成29年度における日常生活用具給付等事業の見込量は、利用実績に基づき、介護・訓練支援用具を6件、自立生活支援用具を16件、在宅療養等支援用具を11件、情報・意思疎通支援用具を14件、排せつ管理支援用具を970件、居住生活動作補助用具を3件と設定しました。

■日常生活用具給付等事業の見込量

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件	4	5	6
自立生活支援用具	件	12	14	16
在宅療養等支援用具	件	9	10	11
情報・意思疎通支援用具	件	10	12	14
排せつ管理支援用具	件	950	960	970
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件	3	3	3

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とするサービスです。

◆サービスの見込量

平成 29 年度における移動支援事業の見込量は、利用実績に基づき、16 人/月と設定しました。

■移動支援事業の見込量

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	人/月	14	15	16

(5) 地域活動支援センター事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業です。

◆サービスの見込量

平成 29 年度における地域活動支援センター事業の見込量は、市内の利用者数を 0 人/月、市外を 2 人/月と設定しました。

■地域活動支援センター事業の見込量

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業 (市内)	か所	0	0	0
	人/月	0	0	0
地域活動支援センター事業 (市外)	か所	1	1	1
	人/月	2	2	2

(6) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とするサービスです。

◆サービスの見込量

平成 29 年度における日中一時支援事業の見込量は、市内の利用者数を 40 人/月と設定しました。

■日中一時支援事業 の見込量

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	か所	12	13	14
	人/月	34	37	40

(7) その他事業

◆サービスの見込量

平成 29 年度における各事業の見込み量は、これまでの利用実績に基づき、訪問入浴サービス事業は 8 人/月、生活支援事業 2 回/月、スポーツ・レクリエーション・教室開催等事業 270 人、自動車免許取得・自動車改造費助成事業 3 件、更生訓練費支給事業 3 人、奉仕員養成研修事業 14 人と設定しました。

■その他事業の見込量

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	人/月	6	7	8
生活支援事業	回/月	2	2	2
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	人	250	260	270
自動車免許取得・自動車改造費助成事業	件	3	3	3
更生訓練費支給事業	人	1	2	3
奉仕員養成研修事業	人	10	12	14

4 障害児支援

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

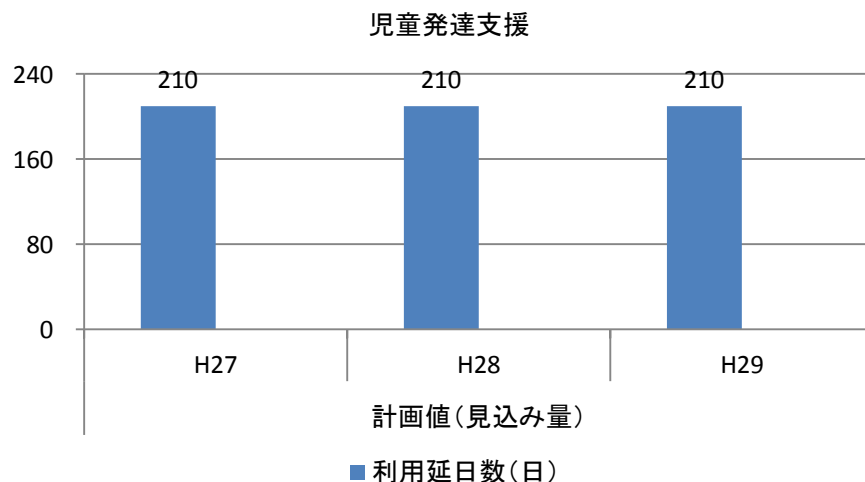
集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

◆サービスの見込量

■ 児童発達支援の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	210	210	210
利 用 者 数	人	15	15	15



②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行うサービスです。

◆サービスの見込量

計画期間内におけるサービスの利用は見込んでいません。

③放課後等デイサービス

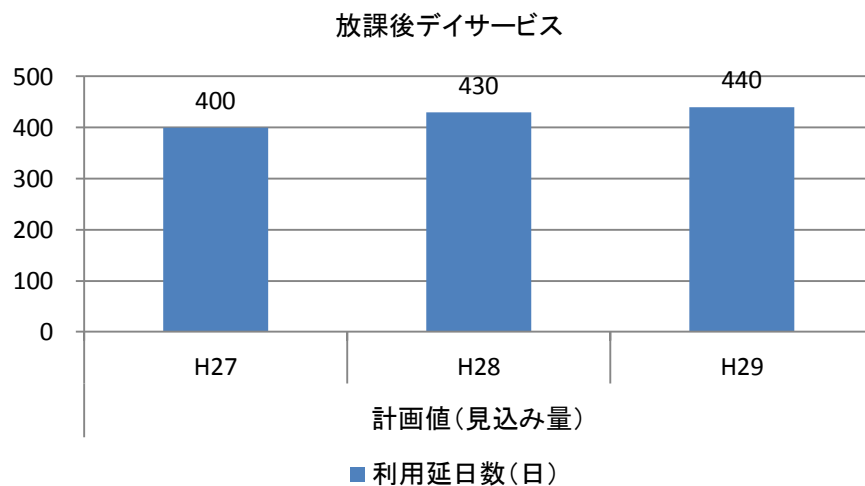
就学している障害のある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

◆サービスの見込量

■ 放課後等デイサービスの見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	400	430	440
利 用 者 数	人	40	43	44



④保育所等訪問支援

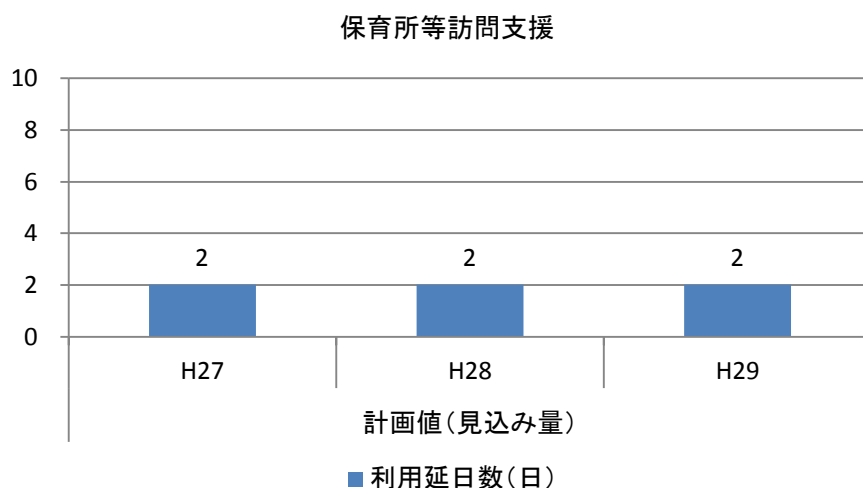
障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。

◆サービスの見込量

■ 保育所等訪問支援の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用日数・人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 延 日 数	人日	2	2	2
利 用 者 数	人	2	2	2



(2) 障害児相談支援

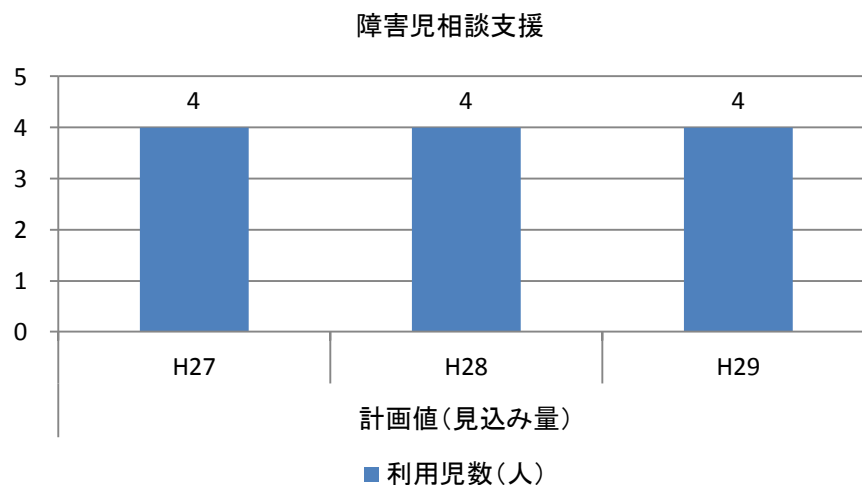
障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

◆サービスの見込量

■ 障害児相談支援の見込量

(単位:1月当たりの延べ利用人数)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 児 数	人	4	4	4



第 6 章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の庁内推進体制

障がい者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報など広範な分野にわたっています。

このため、本計画の推進にあたっては、福祉事務所を中心に関係部局との連携・調整を十分に行い、全庁的連携の下、「住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいをもつ全ての人が安心していきいきと暮らせるまち」づくりを総合的かつ効果的に推進します。

2 障がい者関係団体との連携

本計画を市民と行政が一体となって推進するため、市民等の理解・協力を得ながら、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、民間企業、障がい福祉に係わるNPO法人及びボランティア団体等との緊密な連携を図るとともに、これらの団体等の組織や人材、民間助成金の活用、外部委託化等に努めます。

また、これらの団体等の活動にあたっての財政を支援するため、公共及び民間の各種補助金・助成金募集についての情報収集とその周知に努めます。

3 国、県等との連携

本計画は、国や県の計画に基づいて策定しています。国や県の担当部局と連携を図りながら本計画を推進し、具体的施策・事業の展開を図ります。

また、広域的に取り組んだ方が効果的な施策については、西都児湯地域等の近隣市町村との緊密な連携・調整を図って進めます。

4 計画の進行管理

本計画の進行管理は、総合計画及び各分野別計画の進捗状況や改訂にあわせて、市政全般の動きに沿って進めます。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、障害福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

第 7 章 資料編

第7章 資料編

1 西都市障害者基本計画策定委員会

(1) 設置要綱

○西都市障害者基本計画策定委員会設置要綱

平成18年11月30日

西都市告示第208号

改正 平成25年3月26日告示第34号

(設置)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための西都市障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関して、調査審議するため、西都市障害者基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する市町村障害者計画の策定に関する事項
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が認める者

3 委員は、前条に規定する任務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成19年告示第62号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日告示第34号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

		団体名、役職及び氏名		
①	副市長	西都市	副市長	黒木 郁雄
②	学識経験者	西都市西児湯医師会	担当理事	黒木 重晶
③	障害者関係団体の代表者	西都市身体障害者福祉協会	会 長	新田 勝義
④		宮崎県手をつなぐ育成会西都支部	支部長	光森 友子
⑤		音声訳ボランティア ひかり	代 表	高橋 美紀
⑥		西都手話サークル	代 表	阿萬 清香
⑦	障害者の福祉に関する事業に従事する者	障害者支援施設 うからの里	施設長	樋口 和徳
⑧		障害福祉サービス事業所 清水台通所センター	施設長	松下 恵子
⑨		西都市社会福祉協議会	事務局長	甲斐 克則
⑩		こどもの家保育園	園 長	渡部 圭子
⑪	関係行政機関の職員	高鍋保健所（健康づくり課）	課 長	三笠 美恵子
⑫		高鍋公共職業安定所	雇用指導官	児玉 聡子
⑬		児湯るびなす支援学校	校 長	別府 宗光
⑭		西都市教育委員会（教育政策課）	課 長	黒木 郁夫
⑮	その他市長が認める者	西都市民生委員児童委員協議会	会 長	伊藤 稔郎
⑯		西都市市政連絡区長会	会 長	金丸 實昭
⑰		西都市ボランティア連絡協議会	会 長	濱砂 澄子

2 西都市障害者自立支援協議会

(1) 設置要綱

○西都市障害者自立支援協議会設置要綱

平成23年12月16日

西都市告示第216号

改正 平成24年3月30日告示第82号

平成25年3月26日告示第34号

平成27年3月11日告示第27号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、西都市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害福祉計画策定に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健、医療又は教育関係の業務に従事する者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第82号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日告示第34号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日告示第27号)

この告示は、公表の日から施行する。

(2) 委員名簿

第3条第2項の団体等		団体名、役職及び氏名		
(1)	障害者団体の代表者	西都市身体障害者福祉協会	会 長	新田 勝義
		宮崎県手をつなぐ育成会西都支部	支部長	光森 友子
(2)	障害福祉サービス事業に従事する者	障害福祉サービス事業所 清水台通所センター	施設長	松下 恵子
		障害者支援施設 うからの里	施設長	樋口 和徳
		障害者支援施設 あゆみの里	副園長	吉野 直人
		西都市社会福祉協議会	事務局長	甲斐 克則
(3)	保健、医療、教育関係の業務に従事する者	西都市健康管理課	課 長	大西 良和
		西都市教育政策課	課 長	黒木 郁夫
		西都病院	医 師	首藤 謙二
(4)	相談支援事業者	地域生活支援センターすみよし	理事長	長友 マツ子
(5)	その他市長が必要と認める者	西都市	副市長	黒木 郁雄
		西都市民生委員児童委員協議会	会 長	伊藤 稔郎
		西都市市政連絡区長会	会 長	金丸 實昭
		西都市ボランティア連絡協議会	会 長	濱砂 澄子

3 用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。これまで総務省より出されていた「IT政策大綱」が、平成16年度から「ICT政策大綱」に名称変更されている。

インクルーシブ教育

障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは「人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み」とされている。

音声言語機能障害

音声や言語を発することができない、音声や言語ではコミュニケーションが難しいなどの状態。

か行

学習障害(LD)

Learning Disabilities の略。基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がい。

虐待防止センター

障がい者本人に対する虐待を早期に発見し防止するために開設された相談窓口で、虐待から障がい者を守り、養護者等への支援を行う。

グループホーム(共同生活援助)

地域社会の中で共同生活を営むことを希望する障がい者に対し、世話人による食事の提供など日常生活の援助を行うことにより、障がい者の自立と地域生活の支援を行う。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶・注意・遂行機能・社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態。

更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

さ行

視覚障害

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障害と視野障害に分けて規定している。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障害を有する状態。身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がい、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢の全ての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる肢体不自由に該当する人を身体障がい者としている。

手話奉仕員

聴覚障害や音声または言語機能の障がい者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕する者のこと。

障害者基本法

共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 23 年 8 月に改正され、①目的規定の見直し、②障がい者の定義の見直し、③基本原則の設置、④身近な場所での療育、⑤選挙における配慮、⑥司法手続きにおける配慮などが規定された。

障害者虐待防止法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の通称。

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立

の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資するものとして、平成24年10月から施行された。

障害者雇用率制度

身体障がい者及び知的障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障する制度。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の通称。

障がい者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約の批准に向け、平成25年6月に成立。平成28年4月に施行される。障がい者を理由とした差別の禁止を事業者などに義務づける。差別の情報があつた場合、国は事業者などに差別行為の有無の報告を求め、助言や指導をすることができる。

障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。

「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的に提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の通称。

地域社会における共生の実現に向けて、福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとして、平成25年4月から施行された。

障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の通称。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する

物品等に対する需要の増進を図ることを目的に平成25年4月から施行された。

身体障害者更生援護施設

身体障害者福祉法に基づいて設置された、身体障がい者の援助や保護を行う施設のこと。
身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者福祉ホーム・身体障害者授産施設・
身体障害者福祉センター・補装具製作および視聴覚障害者情報提供施設の7種類。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

職場での支援が必要な障がい者（求職者又は在職者）に対して、職場での作業内容についての助言や指導・人間関係や労働習慣の習得・コミュニケーションの仲立ちなどの支援を行うとともに、事業主や職場の従業員、家族に対しても、障がい者の職場適応に必要な助言を行い、職場定着を図る者。

身体障がい

身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚平衡機能障害、音声言語機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害をいう。

スクリーニング

新生児における先天性代謝異常などの疾患やその疑いを早期に発見し、発病する前から治療が出来るようにすることを目的とした検査のこと。

精神障がい

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、総合失調症・そううつ病・うつ病・器質性精神障害・中毒性精神障害・てんかんなどがある。

成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

た行

知的障がい

発達期（おおむね18歳未満）までに生じた知的機能の障がいにより、認知能力（理解・判断・思考・記憶・知覚）が全般的に遅れた水準にとどまっている状態のこと。

注意欠陥／多動性障害（ADHD）

Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注

意力・衝動性・多動性を特徴とする行動の障がい。じっとしておらず常に動いている、授業中席に座っておれず立ち歩く、順番を待つことが苦手、集中力がなく注意が持続できない、気が散りやすい、忘れ物や物をなくすことが多い、指示などをすぐ忘れてしまう、などの特徴が見られ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

聴覚平衡機能障害

聴覚障害は「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障害は、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

通級指導教室

通級する児童生徒の日常生活の場である家庭、学校での適応を図るために特別の指導を行う場。

特定疾患

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

内部障害

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害等で、永続し、日常生活が著しい制限を受けると認められるものに該当する人を同法の対象となる身体障がい者としている。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活ができるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマル（通常）な社会であるとの考え方。

バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略。高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律。駅や空港、バスといった公共交通機関を対象にした「交通バリアフリー法」と、大規模なビルやホテル、飲食店などを対象にした「ハートビル法」を統合して内容を拡充したものとして平成18年に制定。

発達障がい

発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい」は「自閉症スペクトラム障がい」という新たな呼び名が使用され始めている。

パブリックコメント

市町村の基本的な施策等の策定に当たって、その趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、市民から寄せられた意見を考慮して、市が最終的な意思決定を行う一連の手続き。

バリアフリー

もともとは、障がい者が社会生活をしていく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味の建築用語で、現在では、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもののこと。

福祉教育

国・地方公共団体・民間団体・ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解・住民参加を促すために、講習・広報等の手段により行う教育のこと。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方に対し、ユニバーサルデザインは、はじめから、障がいの有無・年齢・性別等の違いにかかわらず、誰にとっても安全・安心で利用しやすいような配慮のもとに「まちづくり」や「ものづくり」

を考案・設計しようとする考え方。

要約筆記奉仕員

難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために話の内容を要約し、その場で筆記を行う通訳者のこと。

ら行

ライフステージ

人生の各段階「年代」のことをいい、「乳幼児期」「児童期」「思春期」「青年期」「壮年期」「老年期」などに区分し、各年代の健康実態や課題に着目した取組を行う。

リハビリテーション

障がいの身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障がいの自立と参加を目指すとの考え方。

療育

障がいのある児童に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取組。療は医療を、育は養育・保育・教育を一字ずつあわせた高木憲次氏の造語が起源とされる。

レスパイトケア

障がい者等が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。